

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	荷内沖埋立事業	類別	議会答弁・懸案事項
担当部局課名	企画部総合政策課	関連する部局課名	1 1
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<ul style="list-style-type: none">・昭和47年 海面埋立による開発を前提として、漁業補償を行い、具体的な事業計画の検討に着手。・昭和56年 第2次長期総合計画において、東部開発の一環として位置づけし、土地開発公社に委託し、地形、地質測量等を実施。・平成2年 第3次長期総合計画において、臨海性複合ゾーンとして位置付ける。・平成3年 庁内プロジェクトにより「荷内沖開発企画構想調査研究報告書」を作成。・平成4年 地域開発室を設置し、専門スタッフによる検討を重ねる。・平成5年 開発の基本コンセプトとして、荷内沖開発基本構想を策定する。・平成7年 荷内沖まちづくり懇談会を設立し、開発実現に向けて課題等の検討を行う。事業成立条件調査を委託し、建設省海岸整備事業CCZ事業としての提案を受ける。・平成8年 東部開発審議会において、事業成立条件調査の報告をもとに、事業化に向けて検討したが、結論には至らず。・平成9年 都市開発調査特別委員会において、開発に向けての検討結果と問題点について報告・平成12年 第四次新居浜市長期総合計画策定。荷内沖埋立事業に関して、事業化についての検討を行った結果、計画期間内の事業登載を見送ることを決定。・平成15年 新居浜市東部開発審議会規定を廃止・平成19年 当該事業に係る土地開発公社への調査委託費について公社へ支払いを行う。・平成23年 「新居浜市と新居浜商工会議所との懇談会」において、勉強会の設置の要望があり、「商工会議所をはじめ、関係機関のご意見も参考にしながら、今後の方向性等の検討を長期的視野に立ち、行っていきたい」と回答。 第五次新居浜市長期総合計画策定。荷内沖については、長期的展望に立ち、活用を検討することを明記。 都市基盤・道路網整備促進特別委員会において、勉強会、現地調査が行われた。・平成24年 新居浜市新規土地利用検討委員会において、荷内沖については中長期的に検討すると報告された。			
今後の指針（案）			
<p>荷内沖埋立事業についての取組方針としては、平成23年度を初年度とした第五次新居浜市長期総合計画のフィールド1 快適交流 施策1-1 良好な都市空間の形成 の取組方針において、「長期的展望に立ち、産業構造の多様化に対応した臨海性産業用地としての活用を検討する」と位置付けており、事業必要性、実現可能性、市財政状況、経済情勢等を踏まえ、新居浜市全体の土地利用計画を検討する中で、合せて検討していく必要がある。</p> <p>25年度は、事業の成立条件等について再度、検討を行うため、庁内プロジェクトを立ち上げ、現在までの検討結果、現時点における関係機関の見解などを整理したうえで、26年度からの取組方針を決定する。</p>			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	総合運動公園構想の策定		類別	公約	
担当部局課名	企画部 総合政策課	関連する部局課名	建設部 都市計画課	教育委員会 スポーツ文化課	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
<p>昭和28年の第8回国民体育大会の軟式野球会場として、市営野球場を設置して以来、市民、関係者の意見を聞き、体育施設の計画的な整備改修を行ってきた。</p> <p>平成13年3月、新居浜市総合体育施設建設委員会から、「市民の健康で豊かなスポーツライフ実現、市の活性化のために、全国レベルの大会が開催可能な総合体育館と通年型温水プールを併設した総合体育施設の建設が必要」との提言があり、また、第四次長期総合計画においても建設事業の推進を基本計画に位置づけていたことから、総合体育施設（総合健康運動公園）基本計画を作成する等検討を行った。</p> <p>しかし、厳しい財政状況を踏まえ、施設の新設や整備について明確な優先順位を付け、慎重かつ精密に検討する必要があることから、中長期的な展望に立った調査研究を行うため、庁内プロジェクトを設置（平成16年5月）し、総合健康運動公園のエリア、既存施設の整備、利用形態、国体との関連、資金・財源に関することについて検討を進め、「新居浜市総合健康運動公園構想調査報告書」（平成18年3月）を取りまとめた。</p> <p>平成18年度は、上記調査報告書において設定したエリアの内、新高橋から城下橋までの約36haを対象とした「国領川河川敷周辺再整備基本計画策定業務」を実施し、再整備に向けた基本計画、概略設計図面、河川占用協議に要する資料等を作成した。</p> <p><u>報告書の調査研究事項をもとに、既存施設の有効活用を最優先としながら、後期戦略プランで着手可能なものとして、国領川緑地再整備に関して、平成20年度から4か年で国領川緑地のトイレや休憩施設等の再整備を実施した。</u></p> <p><u>また、平成22年度は、総合運動公園エリアとして検討されてきた観音原周辺地区について、内陸型工業用地として活用する方針が決定。この方針を受け、第5次長期総合計画においては、基本方針1-5-3「総合運動公園整備の推進」を位置づけ、長期的な視点に立ち、立地場所、施設内容、規模等も含めた実現化方策を検討していくこととした。</u></p>					
今後の指針（案）					
<p><u>平成24年度に実施した「新居浜市スポーツ推進計画策定基礎調査」等の結果や財政状況、公共施設の整備計画、市民要望等を踏まえたうえで、平成25年度に策定するスポーツ推進計画を策定する中で、総合運動公園の位置付けを行い愛媛国体までに具体的な整備計画を検討する。</u></p>					
庁議決定（指針・方向性）					

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成16年)

事項名	瀬戸・寿上水道問題		類別	議会答弁・監査・懸案事項																					
担当部局課名	企画部総合政策課	関連する部局課名	水道局	環境部	下水道建設課																				
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>瀬戸・寿上水道問題は、旧高須地区水道として昭和13年から3ヵ年で建設され、昭和16年5月から泉川町が旧高須地区（上水道組合を組織）に管理運営を委託して給水を開始した。昭和30年3月に、旧泉川町が下泉地区に給水を行うに際して泉川町の水源地と下泉地区との間に旧高須上水道があり、旧高須上水道組合（現瀬戸・寿上水道組合）の配水管を利用するため、町議会の議決を経て組合と契約を締結したことに端を発している。昭和30年3月31日新居浜市と泉川町が合併、その後、昭和33年の水道法の施行に伴い、当時の高須上水道組合は、法に基づく簡易水道設置の届出を行い、簡易水道高須上水道組合となった。</p> <p>その後の給水人口・戸数の増加による水量不足、施設老朽化によって改修工事が必要となり、組合は地方改善事業による県費補助枠を確保したが、組合に対して補助金の支出はできないとされ、市が工事を施行することになった、昭和39年度補助金の交付を受けるにあたって組合水道の廃止届が必要となったため、昭和39年5月23日、管理運営の委託及び従来の慣行を尊重し一方的な地区住民の不利益になるような諸条件の変更は行わないとする旨の覚書を新居浜市との間で締結し、昭和40年4月、県から経営廃止の許可がおりている。上水道組合は、昭和61年、上部上水道組合に名称が変わり、平成5年の変更により瀬戸寿上水道組合となり、現在に至っている。昭和42年8月には監査委員から覚書の一部に「地方自治法に抵触する疑いがある」との指摘があり、以後、毎年問題解決への指摘・要望がなされ、これまでに数々の地元との協議を重ねてきたが、未だに問題の解決には至っていない。</p> <p>「平成21年度以降の取り組み」</p> <table border="1"><thead><tr><th>協議相手</th><th>瀬戸・寿上水道組合長等</th><th>瀬戸・寿連合自治会長</th><th>その他（庁内協議等）</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成21年度</td><td>6回</td><td>1回(市長5/19)</td><td>3回</td></tr><tr><td>平成22年度</td><td>5回(市長10/12)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>平成23年度</td><td>19回(市長1/24)</td><td></td><td>2回</td></tr><tr><td>平成24年度</td><td>9回</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p><u>平成24年度は、市長交代に伴い、意見交換会開催に向け調整を行ってきたが、組合長が不在となったため、開催することができなかった。</u></p> <p>今後の指針（案）</p> <p>地元の理解と協力を得ながら円滑に解決を図ることが基本的な姿勢であり、市水道との統合に向けた具体的な課題やプロセスを協議し、一日も早い問題解決を図る。今後新役員が決まった段階で、今後の進め方について協議を行う。</p>						協議相手	瀬戸・寿上水道組合長等	瀬戸・寿連合自治会長	その他（庁内協議等）	平成21年度	6回	1回(市長5/19)	3回	平成22年度	5回(市長10/12)			平成23年度	19回(市長1/24)		2回	平成24年度	9回		
協議相手	瀬戸・寿上水道組合長等	瀬戸・寿連合自治会長	その他（庁内協議等）																						
平成21年度	6回	1回(市長5/19)	3回																						
平成22年度	5回(市長10/12)																								
平成23年度	19回(市長1/24)		2回																						
平成24年度	9回																								

庁議決定（指針・方向性）

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成25年)

事項名	政策懇談会の設置		類別	公約	
担当部局課名	企画部 総合政策課	関連する 部局課名	<u>市民部</u>	<u>経済部</u>	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 <u>市長の公約の一つである「政策懇談会」については、市政課題に対し、その解決に向けた意見やアイデアを提言するとともに、25年度のテーマ「経済再生」「コミュニティ再生」の具体的施策を審議、決定し、市長へ提言する「政策懇談会」と各種団体の実務担当者と行政関係者で協働し、具体的な施策を立案する「ワーキンググループ」という構成とし、オブザーバーとして大学教授数名に加わっていただくような方向で現在取り組みを進めている。</u>					
今後の指針（案） <u>5月中の開催に向け、事務作業を進める。</u>					
庁議決定（指針・方向性）					

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成22年)

事項名	総合文化施設の建設		類別	公約・議会答弁	
担当部局課名	企画部 総合文化施設 準備室	関連する 部局課名	教育委員会 体育文化課	建設部 区画整理課 建築住宅課	外 導入機能 関係課所
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 総合文化施設については、昭和49年に市議会で「郷土館の移転新築について」という請願が採択されてから単独美術館構想が始まり、30年以上に渡って市民との協働で検討してきた。平成20年3月には、今日までの経緯経過を踏まえ、新居浜駅周辺地区整備計画の中で芸術文化施設事業化計画として取りまとめを行った。経済状況の悪化など諸事情によりホテル併設案を断念したものの、平成21年度には庁内プロジェクトを立ち上げ、この事業化計画を元に、導入機能、運営内容、施設面積などについて、総合文化施設単独設置の条件でさらなる絞り込みを行ったところである。平成22年度には、庁内プロジェクトの報告に基づき、公募型プロポーザルにより設計事業者の特定を行った。また、市民文化センターの大・中ホールとの住み分けと今後の郷土美術館の活用方針を整理した。 平成23年度は、市民検討組織である総合文化施設建設委員会と協働で、プロポーザルで特定した設計事業者により建築設計を行った。しかしながら、基本設計において構想時の事業費から約13億5千万円増加する事が見込まれたため、関係団体への説明を行い、さらには1月15日に市民説明会を開催し基本設計案に対する意見交換を行った上で実施設計を開始した。それに伴い実施設計完了が平成24年7月となった。 <u>分離発注方式で工事の入札を行ったが建築主体工事が2度不調となり、一括発注とすることで、落札され平成25年3月議会において承認された。</u>					
今後の指針(案) 平成21年度の庁内プロジェクトの報告を素案として、市民、市議会への広報、合意形成を図りながら、さらなる精査を行うとともに、完成後の維持管理、企画運営計画等を検討しながら、平成26年度内の施設完成を目指す。 <u>○設計業務の中でまとめた施設運営計画をベースに、実現可能かつ具体的な事業の企画、その実行に向け、事業コンセプトと活動展開、また運営体制の構築に取り組む。特に運営体制については、地域に根差した指定管理に向け、地域の人材発掘とその方々を生かした枠組みの考察を行う。合わせて、平成26年3月議会で、指定管理の基本となる管理条例の制定を目指す。</u>					
庁議決定(指針・方向性)					

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成22年)

事項名	障がい者雇用の推進	類別	新たな政策課題	
担当部局課名	総務部総務課	関連する部局課名	総務部 人事課	福祉部 地域福祉課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯				
<p>(1) 障害者自立支援法においては、障がい者の就労促進をめざす方向性がうたわれ、市全体における障がい者一人ひとりの状況に応じた雇用機会の創出を図っていくことが必要となっている。そこで、新居浜市が率先して障がい者の能力活用と雇用機会の拡充に取り組むために、市の業務の中から各種印刷業務など知的障がい者が可能な業務を抽出し、ワークショップの観点から知的障がい者を雇用していく。</p> <p>平成22年4月24日 採用試験 平成22年6月1日 任用</p> <p>すてっぷの事業開始から約3年が経過して、庁内の各課所においても、正確で迅速な作業に対する理解が徐々に得られ、業務量も安定してきている。</p> <p>(2) 障がい者雇用全般としては、平成22年7月の「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正に伴い、短時間職員についても雇用率の対象となったこと等により、法定雇用率2.1%を充足できない状況となっていたが、平成23年4月1日付けで正規職員1人と臨時職員3人の障がい者を採用したことで法定雇用率を達成した。また、平成24年4月1日付けで正規職員1人と臨時職員1人、平成25年4月1日付けで正規職員1人の障がい者を雇用したところであるが、上記法律の改正により、平成25年4月1日から法定雇用率が2.3%に引き上げられたこともあるため、今後においても、法定雇用率を充足するように、引き続き障がい者雇用の推進する。</p>				
今後の指針(案)				
<p>(1) 新居浜市知的障害者の雇用の促進に関する要綱の規定により、任用期間は最長6年間であるが、知的障がい者が長期間在職し、安定した職業生活を送れるような仕組みを構築することは、中長期的に検討すべき課題である。</p> <p>(2) 障がい者の雇用率の引き上げに向けて、平成25年度職員採用計画に基づき実施する採用試験(平成26年4月1日採用)においても、障がい者の採用枠を確保するとともに、臨時職員等の採用について検討を進める。</p>				
庁議決定(指針・方向性)				

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成25年)

事項名	職員の意識改革（人事考課制度の充実）	類別	新たな政策課題
担当部局課名	総務部人事課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>人事考課制度については、人材育成と適正な人事異動を目的に、平成16年度、17年度の2年間、管理職を対象に実施し、その後、平成18年度からは全職員を対象として実施し、制度の定着化、成熟化を図ってきた。</p> <p>現在の人事考課制度では、法令で求められている給与への反映はなされておらず、昇任、昇格及び人事異動に利用してきたのが実情である。</p> <p>近年の市議会において、職員の意識改革に関連する質問が頻繁に取り上げられており、直近の平成25年3月議会におきましては、「頑張って仕事をした職員を正当に評価することが、職員を成長させる最大のエネルギー源であり、これまで行ってきた人事考課制度を、適正な評価が処遇に反映できる人事評価システムに構築していく。」と議会答弁をしている。</p> <p>また、行政改革大綱2011においても、「人事考課制度の充実と効果的な運用」を実施計画項目として取り上げている。</p>			
<p>今後の指針（案）</p> <p>地方公務員法におきまして、「任命権者は、定期的に勤務成績の評定を行い、その評定結果に応じた措置を講じなければならない。」と規定されている。さらに、「勤勉手当の支給額の決定及び昇給可否の決定において、定期的な勤務評定の結果を判断材料とすることを要し、勤務評定をせずに勤勉手当を支給したり昇給させたりするのは、当該規定に違反する。」との裁判判決も出されているのが実情である。</p> <p>これまでの人事考課制度では、評価者の基準がまちまちであり、今後、可能な限り公平性、透明性を保ちながら、処遇への適正な反映をしていくため、評価制度の信頼度を高める様々な試行を繰り返しながらの見直しが不可欠である。</p> <p>今年度から、次のような見直し・検討を行っていきたい。</p> <ol style="list-style-type: none">1 研修を重ね、評価者訓練を徹底していくこと2 評価者が、被評価者の自己評価結果に影響されないように制度設計すること3 職場内での面談機会の確保を徹底すること4 評価の手法（双方向等）を検討すること5 絶対評価の妥当性を検討すること6 給与（昇給、勤勉手当）へ反映する比率を検討すること <p style="text-align: right;">以 上</p>			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成25年)

事項名	職員の給与管理	類別	懸案事項
担当部局課名	総務部人事課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>平成25年1月24日の閣議において、平成25年度の地方公務員給与について、「国家公務員の給与減額措置を踏まえ、速やかに国に準じて必要な措置を講ずるように」との要請が閣議決定され、1月28日付で、総務大臣より、都道府県知事、市長、議会議長等と同趣旨の要請文が届けられており、「遅くとも7月までに条例改正の上、国に準じた給与削減を実施するように」との趣旨となっている。</p> <p>具体的には、平成24年度のラスパイレス指数（国家公務員給与を基準とした給与水準）が100を下回っている自治体については、減額措置を講じる必要はないが、新居浜市の場合は、国と同様に全職員平均7.8%削減を行ったとしてもなお100を上回っているケースに該当し、遅くとも7月までに国に準じた給与削減を行い、さらに、不適正な昇給・昇格運用など給料適正化の取り組みを行うようにとの要請内容となっている。また、総務省は、「この度の減災防災対策への対応、地域活性化への取組等を、政府一丸となってやっていかないといけない、ということ踏まえて要請している。」と、大変強固な姿勢を示している。</p> <p>併せて、各自治体にとって、大変貴重な財源である地方交付税額の算定（平成24年度ラスパイレス指数、職員の削減状況を加味）にも大きく影響するよう制度化されつつあるようであり、従来に比べ交付税額が著しく減額となってしまう、実施しなければならない行政施策等に悪影響が生じてしまう恐れもある。</p> <p>このような現状を踏まえ、今後明らかになってくる本市に対する地方交付税の措置状況、他自治体の動向、市民世論、士気への影響等を総合的に勘案し、職員給与の見直しを行う。</p>			
<p>今後の指針（案）</p> <p>本市は、全職員平均7.8%の給与削減を行ったとしても、なおラスパイレス指数が100を上回っているケース（県内で2市）に該当し、近年の公務員バッシングの風潮に伴う本市の市民感情から、給与削減に向けた条例案の策定及び新たな給与適正化の取り組みを迫られている。現時点において、具体的な条例案（準則）等が示されていないが、早急に条例案を策定し、職員団体との協議を行う必要がある。</p> <p>スケジュールとして、特別職報酬の削減検討も含め、基本方針の決定（条例案等策定）を4月中に行い、5月初旬には職員団体との協議を行った上で、5月17日（金）までには議案を確定させることが不可欠な状況である。</p> <p>なお、議員については、あくまでも自主的な対応を求めることとなるが、随時、市の方針決定等の経過報告が必要であると思われる。</p> <p>現時点において、全国的に、他の自治体の動向を見守っている自治体が多く、6月議会の議案上程時期については、可能であれば、追加上程も視野にいれておきたい。</p>			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成15年)

事項名	入札制度の改善	類別	議会答弁・監査
担当部局課名	総務部契約課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>平成13年4月「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行され、公共工事の入札・契約に対し透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底の基本原則が示され、全ての発注者に義務付けられた。</p> <p>本市においては、</p> <ol style="list-style-type: none">①毎年度の発注見通しの公表②入札・契約に係る情報の公表③施工体制の適正化④不正行為に対する措置⑤工事の施工状況の評価 <p>等を実施することで対応している。</p> <p>さらに、発注者が取り組むべきガイドラインとして</p> <ol style="list-style-type: none">①入札・契約の方法の改善、②入札・契約のIT化の推進 <p>等が示されており、</p> <p>平成17年度には、入札・契約の方法の改善として、事後審査公募型指名競争入札を試行し、平成18年度からは、事後審査公募型競争入札を本格実施した。平成19年度には、新居浜市建設工事簡易型総合評価落札方式試行要領を定め、簡易型総合評価方式で入札を1件実施した。</p> <p>平成20年度からは、事後審査型一般競争入札実施要領を改め、一般競争入札の対象範囲を現行1億5千万円以上から3千万円超に拡大し、平成21年度からは、3千万円超から2千万円超に拡大した。また、平成23年1月から3千万円以下の競争入札による工事について、最低制限価格制度を導入し、平成25年4月からは、5千万円以下に対象範囲を拡大した。</p> <p>入札・契約のIT化については、平成22年10月から、設計金額2千万円を超える競争入札による建設工事の電子入札を開始した。</p>			
今後の指針（案）			
<p>電子入札については、平成32年度の完全実施に向け進めていく。</p> <p>平成25年10月から電子入札の対象範囲を2千万円超の競争入札による工事から1千万円超へ拡大する。</p> <p>なお、一般競争入札の対象範囲の拡大と実施時期については、他市の状況を見ながら入札制度等検討委員会で引き続き検討して行く。</p>			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成24年)

事項名	公売の実施	類別	新たな政策課題
担当部局課名	総務部 収税課	関連する部局課名	債権管理対策室
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>平成22年度に新設された債権管理対策室において、債権管理委員会により、「債権管理計画」が策定され、平成24年度から差押財産拡大分の実施を行うこととなっている。</p> <p>また、収税課においても、日常業務におけるノウハウや実績を蓄積しつつ、積極的に換価の容易な給料、年金、各種預貯金、生命保険等を中心に差押を行っている。</p> <p>このような中、これまで換価手段の無かった自動車や不動産を、平成24年度から、インターネット公売によるせり売りや、入札による対面式公売及び国・県との合同公売を通じて、その処分を行っている。</p>			
今後の指針（案）			
<p>収税課と債権管理対策室とが共同し、市財政の健全化、公平公正な市政の運営を推進するために、全国的に滞納整理の手段として定着しつつあるインターネット等による差押財産の公売を、引き続き積極的に行う。</p>			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成22年)

事項名	債権管理事務執行体制の確立	類別	新たな政策課題
担当部局課名	総務部 債権管理対策室	関連する部局課名	福祉部児童福祉課・国保課・介護福祉課、環境部下水道管理課、水道局総務課他
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>①行政改革大綱2007の実施計画「滞納整理部門の統合の検討」について、財政課所管の「市税、使用料等徴収率向上対策委員会」において平成19年度から議論を開始。</p> <p>②平成21年12月議会で、総務部の所掌する事務に債権管理に関する事項を追加する旨の事務分掌条例改正。</p> <p>③平成22年4月 債権管理対策室を設置し、債権の適正な管理と特定債権の滞納整理業務を推進することとなる。</p> <p>④平成22年9月 「新居浜市債権管理計画」の策定。</p> <p>⑤平成23年1月4日 保育所保育料40件・国保料10件の移管を受ける。</p> <p>⑥平成23年6月1日 保育料8件・国保料2件の追加移管を受ける。</p> <p>⑦平成24年3月末現在の実績 徴収率46.49% 徴収額 25,081,983円 差押 35件</p> <p>⑧平成24年5月1日 保育料50件、国保料10件、後期高齢者医療保険料3件、介護保険料20件の移管を受ける。</p> <p>⑨平成24年12月 非強制徴収債権のうち土地建物貸付料ほか8債権を、重点滞納債権に指定。</p> <p>⑩平成25年3月末現在の実績 徴収率61.85% 徴収額20,903,352円 差押58件</p>			
今後の指針(案)			
<p>平成25年5月に移管を受ける保育料・国保料・介護保険料・後期高齢者医療保険料・下水道事業受益者負担金については、移管期限の平成26年3月まで徹底した財産調査を進めていき、滞納処分による徴収率の向上を図る。また、その他の対策室の事務内容については、次の内容について平成25年度中に債権管理委員会で協議決定する。</p> <p>①差押対象債権の拡大については、下水道使用料について、平成26年度から実施する。</p> <p>②重点滞納債権について所管課で滞納整理を進め、平成26年度から強制執行(差押)等の法的手続きを開始する。</p> <p>③徴収率向上対策については、滞納債権所管課での進行管理の徹底を指導し、主要債権の徴収率の目標設定等について、精度の向上を図る。</p> <p>④「滞納整理業務マニュアル(非強制徴収債権編)」を作成する。</p> <p>⑤上記事務内容の拡大等に伴い、「新居浜市債権管理計画」を改訂する。</p> <p>⑥債権管理条例の平成27年度以降の制定を目指し、事務スケジュールを決定する。</p>			
庁議決定(指針・方向性)			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成23年)

事項名	心身障害者福祉センターの大規模改修	類別	懸案事項
担当部局課名	地域福祉課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>心身障害者福祉センターは、昭和51年9月に本館、昭和57年に作業訓練等が建設され、開設以来35年が経過しており、施設の老朽化や機器設備の劣化が著しく、施設管理上支障をきたしている。また、当初予算編成時には浸水対策や名称変更の検討指摘があり、さらに、定期監査では、利用者の減少傾向を改善するためのセンターの有効利用と利用者拡大等対策の検討指摘がなされている。そのため、利用者の利便性の向上及び安全性を確保するために、平成24年度に大規模改修を予定しており、平成23年度はその改修に向けての設計を行う予定である。</p> <p>平成23年度は指定管理者や利用者団体、自立支援協議会委員を構成員とする心身障害者福祉センター改修協議会を設置し、センターの優先改修箇所や利用者拡大のための方策等について協議を重ね、改修設計書が完成した。平成24年度はこの設計に基づき改修工事を実施するが、センターで実施している事業にできるだけ支障がなく、利用者の安全を確保しながら実施する必要がある。</p>			
<p>今後の指針（案）</p> <p>改修スケジュール</p> <p>5月 業者公募 建築課と打ち合わせ。契約内容に関する仕様書を作成（4月中） 入札に関する条件、入札日等の公表（公告）</p> <p>6月 業者決定 6月末に電子入札による業者決定。</p> <p>7月 着工・詳細調査 センターでの実施事業に影響が少ない形での工程管理</p> <p>8月～2月 工事 改修箇所をブロックに分けて順次改修</p> <p>①新館 便所、事務室・相談室周り、視力障害者用室（2か月） ②本館 作業室、会議室、浴室（2.5か月） ③本館 玄関周り ④外装</p> <p>3月 検査</p> <p>工事完了により廃止</p>			
<p>庁議決定（指針・方向性）</p> <p>廃止</p>			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成23年)

事項名	慈光園の指定管理者制度導入		類別	懸案事項
担当部局課名	介護福祉課	関連する部局課名	慈光園	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 新慈光園の管理運営については、平成24年4月からの指定管理者制度導入を目指して平成23年度に事業者公募を実施したが、応募者はなかった。このため、新慈光園の入所者のサービス向上、経費の節減等を図るため、募集条件を精査したうえで、平成25年4月からの指定管理者制度導入を目指す。				
今後の指針(案) 募集対象事業者の範囲検討・意向確認、年間管理経費等の条件を精査した上で、指定管理者の公募・決定及び引継ぎ等を行う。 今根度のスケジュール 1 社会福祉法人以外の指定管理者導入について、指導権限を有する県の見解を東予地方局に確認中(4月) 2 平成23年6月からの管理実績に基づき、年間管理経費の積算(4月、5月) 3 市内の社会福祉法人等から応募に関する要望等を調査(4月、5月) 4 募集条件の協議(5月企財会) 5 県の見解確認後、社会福祉法人以外の指定管理者導入が可能であれば、「新居浜市老人ホーム設置及び管理条例」改正(6月議案) 6 以後のスケジュール 7月 募集要項決定 8月 指定管理者の公募(1か月程度) 10月、11月 指定管理者候補者の選定 12月議会 指定管理者の議決 平成25年1月～3月 引継ぎ 4月 指定管理者による管理の開始 指定管理者制度導入完了により廃止				
庁議決定(指針・方向性) 廃止				

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成25年)

事項名	子ども・子育て支援新制度施行への円滑な移行	類別	新たな政策課題	
担当部局課名	児童福祉課	関連する部局課名	学校教育課	社会教育課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯				
<p>平成24年 8月22日 子ども・子育て関連3法公布</p> <p>平成24年 9月14日 子ども・子育て支援新制度施行準備室を設置</p> <p>平成24年11月19日～ 国と市町村との懇談会を設け、実務協議を継続</p> <p>平成25年 4月 1日 国において「子ども・子育て会議」を設置し、以後、新制度に係る詳細設計の検討・協議を実施</p> <p>平成27年4月1日より子ども・子育て支援新制度が本格施行されることから、平成25・26年度の2か年で円滑な移行を図る必要がある。</p>				
今後の指針 (案)				
<p>【平成25年度対応予定】</p> <ul style="list-style-type: none">○新居浜市子ども・子育て会議の設置 (6月議会において条例議案を上程)○子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査の実施○新制度管理システムの導入に向けて準備○幼稚園との窓口統合に向けた実施体制協議 ほか <p>【平成26年度対応予定】</p> <ul style="list-style-type: none">○上記ニーズ調査結果を踏まえた子ども・子育て支援事業計画の策定○施設・事業の運営認可基準及び支給認定基準等に係る条例制定○新制度管理システムの運用○平成27年度における保育の必要性の認定事務 ほか				
庁議決定 (指針・方向性)				

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	東新学園の建て替えについて	類別	新たな政策課題
担当部局課名	福祉部児童福祉課	関連する部局課名	福祉部東新学園
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>東新学園、慈光園の両園はいずれも築後30数年経過し老朽化が著しいことに加え、プライバシーの確保やバリアフリー化等の対応が困難であり、入所環境の改善及び管理上の統合を図るため複合施設として建替えを進めていた。</p> <p>建替え候補地として平成15年3月の企財会において旧桃山学院短期大学グラウンドが適当との方向づけをし、平成15年度には、プロポーザル方式による基本設計を実施、16年6月、国に補助金申請を行った。</p> <p>しかしながら、平成16年の台風災害で、財源確保が困難になったことと市内の山際の福祉施設の多くが災害をうけたことから、補助金申請を取り下げ、予定していた実施設計予算を削除して候補地の土石流被害の検証をおこない、土石流被害についての影響はほとんどないとの検証結果となり、平成17年7月9日、地元自治会に対し施設建設についての説明会を行った。その後、候補地が高齢者生きがい創造学園の講座の一部に供されていること及び地域に解放されている等の利用状態にあり、地元の反対運動と財源確保が難しいことから、計画は一時中断状況となる。</p> <p>平成18年、慈光園・東新学園・心身障害者福祉センター・公立保育所等福祉施設の老朽化に伴う対応について福祉のまちづくり審議会に諮問し、平成19年、慈光園・東新学園の複合施設から単独施設の建設が望ましいとの答申を受け、慈光園を先行して西滝グラウンドに建設し、平成23年6月1日供用開始となる。</p> <p>東新学園の建て替えについては、平成20年度福祉のまちづくり審議会で審議され、旧西滝グラウンド南側に慈光園に併設する形で建設する内容の審議報告がなされている。</p> <p>平成24年度において協議を重ねてきたが、建設場所を含めた基本方針の決定に至っていない。</p>			
<p>今後の指針（案）</p> <p>現在、国においては施設建設のハード交付金を縮小・廃止の方向であり、特に公立の施設については廃止されている。このような中、児童養護施設の建て替えは現在補助の対象になっていることから、国の補助を利用し建設する必要がある。しかし、この補助は先行き不透明でいつ廃止されるか分からない状況であり、建設時期については国の動向を見極める必要がある。</p> <p>今後は、国庫補助の関係もあることから、できるだけ早期に着工できるよう、平成26年度に用地取得及び設計、平成27年度の着工に向けて、建設場所の確定、施設規模、形態及び建設時期等について平成25年度中に基本方針を決定したい。</p>			
<p>庁議決定（指針・方向性）</p>			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成15年)

事項名	保育所の民営化について		類別	議会答弁
担当部局課名	福祉部児童福祉課	関連する部局課名		
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>平成14年12月議会において、公立保育所の民間委託についての質問があり、それぞれの施設の整備状況、児童の入所状況、地域性等について総合的に勘案し、5年を目途に民間委託の検討を進めると答弁。</p> <p>平成16年6月に「新居浜市立保育所民営化等検討委員会」を設置、検討を行った。</p> <p>その後、平成17年7月に市民による「新居浜市立保育所民営化検討協議会」を設置、検討を行った。</p> <p>検討協議会からの報告を受け、平成18年5月に基本方針(案)を作成。保護者説明会、職員説明会、パブリックコメント等を経て、11月に基本方針を策定した。</p> <p>(平成20年4月八雲保育園を民間移管、以降21年南沢津保育園、22年中萩保育園、23年新居浜保育園を順次移管)</p> <p>基本方針に基づき、平成20年に八雲保育園を、平成21年に南沢津保育園を民間移管したが、平成22年移管予定の中萩保育園については、廃止条例議案の継続審査や保護者会からの陳情の採択により、廃止条例議案を撤回し、保育所民営化の検証を行い、その検証結果に基づき民営化計画を見直すこととした。</p> <p>そして、平成21年度に民間移管後1年を経過した八雲保育園の検証を実施し、その検証結果に基づき、民営化計画を見直した結果、平成24年に中萩保育園を、平成25年に新居浜保育園を民営化することに決定した。</p> <p>この計画に基づき、平成24年に中萩保育園の民間移管を行い、続いて新居浜保育園の民営化を進めることとしたものの、民営化基本方針策定当初の前提条件である保育所の継続的・安定的な運営が見込まれる120人の定員を満たさなくなることが判明したことから、現行方針を再検討した結果、新居浜保育園の民営化を中止することとした。</p>				
<p>今後の指針(案)</p> <p>民営化中止を決定した新居浜保育園を含め、引き続き各公立保育所における定員充足率などの状況を見極めながら、新たな民営化方針について検討することとする。</p>				
<p>庁議決定(指針・方向性)</p>				

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成15年)

事項名	若水乳児園・若宮保育園の建て替えについて	類別	懸案事項
担当部局課名	福祉部児童福祉課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>若水乳児園・若宮保育園は老朽化が著しく補修が必要な箇所についてはその都度修繕しているが、抜本的な対策が必要であり、議会においてもその危険性について指摘がある。</p> <p>18年3月議会において、両保育園の今後の整備のあり方については、「新居浜市福祉のまちづくり審議会」に諮問し、市としての方針を出すという答弁を行った。</p> <p>このことから、福祉のまちづくり審議会に諮り、平成22年11月には、建築費及び管理費等の節減を考慮して、両園の合築により建て替えを計画する旨の審議報告がなされた。</p> <p>これを受け、同月、企画財政会議において、両園の合築により平成23・24年度の2か年で新若宮保育園を若宮小学校敷地に建設するよう決定した。(23年度 調査・設計、24年度 建設工事)</p> <p>平成23年度は、平成24年度の建設工事に向けた地質調査及び実施設計を実施した。</p>			
<p>今後の指針(案)</p> <p>平成23年度に行った実施設計に基づき、平成24年度において新若宮保育園の建築工事(外構工事を含む)を行い、平成25年度に開設する。</p> <p>工事に際しては、6月議会で工事契約議案の議決後に工事着工となるため、年度内竣工に向けた工期に余裕がないこと、また小学校・公民館の整備工事との関連があるため、それぞれの運営に支障が出ないよう、十分な調整が必要となることなどに留意を要する。</p> <p>また、旧若宮保育園の跡地活用については、地元自治会の要望を踏まえた対応としていることから、工事の進捗状況と合わせて話し合いの機会を設け、事務を進めることとする(解体・整備工事は平成25年度)。</p> <p>平成24年度末で建築主体工事は完了により、廃止。</p>			
<p>庁議決定(指針・方向性)</p> <p>廃止</p>			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成23年)

事項名	保育所保育料の収入未済額の減額について	類別	監査指摘
担当部局課名	福祉部児童福祉課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>保育所保育料の収入未済額の増加については、平成22年度定期監査においても指摘されている。</p> <p>平成24年度における滞納繰越分の調定額は、66,003千円となっており、平成23年度に比べ3,952千円、5.6%減となっている。また、収納率についても、平成23年度は92.17%となっており、平成22年度と比較して0.74%上昇している。(現年度分の徴収率については、平成19年度97.29%、平成20年度96.86%、平成21年度96.59%、平成22年度97.39%、平成23年度97.44%)</p> <p>滞納対策については、平成22年度に設置された債権管理対策室へ悪質な滞納者を移管することにより、滞納処分を行い、厳正に対処している。また、児童福祉課においても、これまでの取り組みに加え、児童手当について現金払いができるようにして保育料滞納分への充当を指導するほか、平成22年8月以降、全ての未納者に対して督促状を毎月送付し、督促手数料・延滞金の徴収を開始するなど、滞納対策の強化に取り組んでいる。</p>			
<p>今後の指針(案)</p> <p>保育料の未収額については、卒・退園者については増加することはないものの、在園者分については今後も増加することが予想されることから、未収額の増加を抑えるため、これまでは在園者について優先的に対応してきたが、今後は保育料徴収に係る人員配置要望を行い、体制を整備したうえで、卒・退園者への対応についても強化していく。</p> <p>今後も市民負担の公平性を確保するため、債権管理対策室と連携して徴収強化を検討・実施して悪質滞納者に厳正に対処していくとともに、収入未済額の減額・解消に向けた取り組みを行っていく。</p>			
<p>庁議決定(指針・方向性)</p>			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成25年)

事項名	「元気プラン新居浜21」の二次計画の策定（健康都市づくりの推進）		類別	公約
担当部局課名	福祉部保健センタ ー	関連する部局課名	国保課・介護福祉課・地域包括支援センター・市民活動推進課・教育委員会他	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯				
<p>平成15年9月に、新居浜市健康増進計画「元気プラン新居浜21」を策定した。市民の「壮年期死亡の減少」「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」を目指して、生活習慣病予防や生活習慣の改善に取り組み、計画を推進してきた。平成19年度には中間評価を実施し目標値の変更や新たな指標を取り入れ、計画の見直しを行った。この計画は、国が策定した「健康日本21」の運動期間延長を踏まえ、計画期間を平成22年度から3年間延長し平成25年度までとした。平成24年度は、市民の健康づくりに関する意識や生活などを把握するために市民アンケート調査を実施し、計画の目標達成や取組状況を評価し、最終評価を行った。</p> <p>平成25年度はその最終評価の結果や新たな健康課題などを踏まえ、2次計画を策定する。</p>				
今後の指針（案）				
国と愛媛県の第2次計画を踏まえ、平成25年度に計画策定する。				
H25. 5月	次期計画の方針や計画策定の進め方について審議 健康都市づくり推進委員会・健康都市づくり推進協議会開催			
6月～9月	専門部会の開催 指標目標値の設定や計画内容の作成			
9月～12月	次期計画案の作成 健康都市づくり推進委員会・健康都市づくり推進協議会開催			
H26.1月	パブリックコメントによる意見の聴取			
2月	健康都市づくり推進委員会・健康都市づくり推進協議会開催 次期計画決定			
3月	庁議報告			
庁議決定（指針・方向性）				

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成19年)

事項名	新居浜市まちづくり協働オフィス事業の推進	類別	議会答弁
担当部局課名	市民部市民活動推進課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>H18.7 NPO法人委託により事業開始 *事業内容は受託団体の企画提案による。</p> <p>【24年度の主な事業】</p> <p>(1) 市民活動に係る情報の収集及び提供に関すること オフィスHPの管理(アクセス 1,083件/日)、ニュースレターNo.49~59発行、各種相談対応(連携仲介、事業申請等67件)他</p> <p>(2) 市民活動に係る調査及び研究に関すること 協働オフィス交流会参加者アンケートの実施)</p> <p>(3) 市民活動に係る交流及びネットワーク形成の推進に関すること 情報交換会：協働オフィス交流会の開催、おしゃべりカフェの開催(延251人)、各種事業の連携支援 他</p> <p>(4) 市民活動と行政の協働事業に関すること CATV広報番組「協働オフィス交流会を開催」を自主制作放映 生涯学習大学講座「こいはま若者塾」の企画実施延164人 他</p> <p>(5) 市民活動団体に対する会議場所及び機材の提供等に関すること 施設管理及び機器メンテナンス オフィス利用者延6,695人(前年度比+603人)</p> <p>(6) その他 講師依頼対応:1件、視察対応:1件、インターン受け入れ:6人、こいはままちづくり市民バンクの助成事業の実施 他</p> <p>【利用登録団体数の推移】</p> <p>(推移) H18.7(事業開始月)末:59団体 H18年度末:108団体 H19年度末:142団体 H20年度末:169団体 H21年度末:183団体 H22年度末:194団体 H23年度末:203団体 H24年度末:212団体 (前年度末比+9団体)</p>			
<p>今後の指針(案)</p> <p>平成18年7月にまちづくり協働オフィスを設置し、平成19年度から重要事業として取り組み、一定の成果が出ていることから、事業は継続するが、重要事業としては廃止する。</p>			
<p>庁議決定(指針・方向性)</p> <p>廃止</p>			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成21年)

事項名	地域コミュニティの再生	類別	公約・議会答弁	
担当部局課名	市民部市民活動推進課	関連する部局課名	人事課	社会教育課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯				
<p>本市の地域コミュニティの中核的組織である自治会は、それぞれの地域で福祉、環境、防災・防犯活動等様々な役割を果たしていただいているが、近年の生活様式の変化や個人の価値観の多様化などの要因から自治会加入率は、年々低下している。</p> <p>このような状況から、市連合自治会への加入促進活動への積極的な協力とともに加入率低下による財政的基盤の弱体化を軽減するために、連合自治会に対する財政支援の拡充を図ることとし、平成20年度から従来の公募による補助金制度よりも安定性のある交付金制度をスタートさせ、広報活動事業、防犯活動推進事業、ごみ減量化等啓発事業などの支援を安定的に実施するとともに、新たに「魅力あふれる地域コミュニティ創生事業」を新設した。魅力あふれる地域コミュニティ創生事業においては、平成20年度から平成24年度までに自主防災の充実強化に関する活動、安全・安心なまちづくりに関する活動、歴史・文化等地域資源を活かす活動、健康増進・スポーツ振興に関する活動、地域環境の美化・保全に関する活動など地域の自主性と独自性を活かした多種多様な活動に取り組んでいただき、適正に実施された。</p> <p>また、交付金制度については、平成22年度に見直しを行い、防犯活動推進事業などの充実を図るとともに魅力あふれる地域コミュニティ創生事業を継続して実施することとした。さらに、平成23年度より新たに高齢者等の熱中症予防及び節電対策事業を新設し、支援の充実を図った</p> <p>H24実績 防犯活動推進事業18,676千円（各単位自治会312箇所） 新居浜市広報活動事業24,838千円(市・各連合自治会・各単位自治会312箇所) ごみ減量化等啓発事業 467千円（各連合自治会（18箇所）） 魅力あふれる地域コミュニティ創生事業6,300千円（連合自治会他計21事業） 熱中症予防及び節電対策事業153千円（実施自治会 16箇所）</p> <p>また、自治会加入促進についても、自治会加入促進小委員会において協議しながら、3月を加入促進月間と定め、市内4か所での街頭キャンペーンをはじめ、加入促進アンケートの実施や市政だよりの特集記事などで広報を行い、未加入世帯への加入促進を展開するとともに、役員のみならず手不足を少しでも解消するために、自治会の仕事をわかりやすく説明した「自治会長さんのための便利帳」を作成し、更新を行い各単位自治会へ毎年配布している。また、未加入世帯の方への加入勧誘時に利用いただけるよう「自治会加入促進の手引きQ&A」も作成し、平成25年2月に配布している。（H25.1月現在加入率67.7%）</p>				
今後の指針（案）				
<p>自治会支援策としての交付金制度をより有効に活用していただくとともに、「魅力あふれる地域コミュニティ創生事業」や「熱中症予防及び節電対策事業」により、地域特性を活かした魅力ある地域づくりを図ってもらうことを主眼に活動していただき、事業が適正に執行されるようチェックしながら、「自立・連携のまちづくり」、「地域コミュニティ活動」推</p>				

進のため、自治会と連携して取り組んでいく。

なお、交付金事業は、3年ごとに見直すこととし、今後とも事業成果を見ながら支援の充実を図ることとしており、平成25年度が見直しの年であるため、地域コミュニティの再生へ向け、現行の交付金の見直しと新たな交付金の創設を検討する。特に防犯活動推進事業については、防犯灯補助金とあわせて、防犯灯LED化推進のための整備方針を決定していく。

また、自治会の加入促進についても、市連合自治会との連携を密にしながら、加入促進を図っていくと同時に市職員の自治会への加入率向上・地域活動等への参加を図っていく。

庁議決定（指針・方向性）

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成25年)

事項名	防犯灯LED化の推進	類別	議会答弁
担当部局課名	市民部市民活動推進課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>防犯灯は、各自治会において、地域のコミュニティ活動の一環として設置され、防犯や交通安全などに寄与するものとなっている。一方、防犯灯の維持管理は、自治会が行っているため、設置費用に加え、電気代や電球の交換などの維持管理経費の負担感が強くなっている。</p> <p>防犯灯の設置・更新に対しては、防犯灯整備事業で、種類に関係なく、工事費の2分の1、補助限度額9,000円（支柱なし）の補助金で支援しており、防犯灯の設置に当たり連合自治会においては、省エネ、CO2削減など地球温暖化対策にも効果があり、電気代等の負担軽減につながることから、LED化を推奨しており、防犯灯の新設や更新において、LEDタイプを設置する自治会が大幅に増えている。また、防犯活動推進事業において、世帯割として1世帯当たり230円、灯数割として1灯当たり1,100円を交付しており、自治会では、交付金を電気料金等の一部に充当している。</p> <p>平成24年9月現在、9,067灯の防犯灯が設置されており、そのうちLEDは371灯である。積極的にLED化を推進するためには、自治会への財政支援を充実する必要がある。</p>			
今後の指針（案）			
<p>防犯灯を従来の蛍光灯や水銀灯から、維持管理が容易で長寿命・省エネといった特性を持つLED照明へ転換し、自治会の負担軽減を図るとともに、中長期的なエネルギー消費の抑制を図ることを目的に、防犯灯整備事業の補助金、防犯活動推進事業の交付金を見直す。</p>			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成21年)

事項名	消費生活の安定と向上	類別	議会答弁
担当部局課名	市民部市民活動推進課 (消費生活センター)	関連する部局課名	食の安全、電気製品・施設機器の瑕疵等、多くの課所に及ぶ。
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>新居浜市は、昭和55年以降、消費生活をめぐる苦情やトラブルなどの相談に応じるため、県下ではいち早く消費者相談窓口を設置し、今日まで積極的に対応してきており、県下においては先進市として周知されている。</p> <p>国においても、近年、全国的に食品の不正表示、悪質商法など消費者（国民）の信頼を裏切る事件が顕著になってきていることから、消費者・生活者の視点にたった行政に転換するべく、H21年9月に消費者庁が設置され、<u>本市では国の地方消費者行政活性化交付金により、県が造成した「地方消費者行政活性化基金」を活用して従来の相談窓口を拡充し、H22年4月消費者安全法に基づく消費生活センターを設置した。</u></p> <p>消費生活相談員を2名から3名に1名増員して、相談体制の充実を図るとともに、弁護士や司法書士による多重債務法律相談を月1回実施するなど、相談機能の強化を図<u>ってきたが、改正貸金業法の完全施行後は多重債務に関する相談件数が減少傾向にあったため、平成25年度4月から「消費生活法律相談」に名称を変更して、悪質商法や契約トラブル等消費生活全般にわたって法律の専門家に相談できる体制を整備した。</u></p>			
今後の指針（案）			
<p><u>活性化基金を活用した事業は、地方における消費生活相談体制の充実を国が継続的に支援していくという考えのもと、平成25年度末まで活用期間が延長されており、悪質商法や投資にかかわる取引の被害を未然に防止するため、消費生活センターで受けた相談や国や県等からの情報を収集し、社会福祉協議会、地域包括センターなどの関係機関と連携して、消費者啓発・教育活動の強化をするとともに情報発信を充実させる。さらに、消費生活相談員及び担当職員の専門知識や相談対応能力の向上を図ることにより、相談事例の迅速な解決に努め、<u>市民の消費生活の安定と向上を図っていく。</u></u></p>			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成19年)

事項名	住宅新築資金等貸付金の償還推進	類別	議会答弁・懸案事項								
担当部局課名	市民部人権擁護課	関連する部局課名									
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>昭和48年から平成7年まで23年間にわたり貸付が行われ、現在は償還のみとなっているが、徴収率の低下に伴い市財源の確保と市民に対する公平な行政という観点から貸付金の償還については、未納者の解消を図るためこまめな臨戸徴収に重点をいれている。</p> <p>平成18～20年度と県内住宅新築資金等貸付事業償還事務担当者会議を開催する中で、債権の確保と回収事務を懸案課題として、法的措置についても実態の把握を行うとともに、弁護士と同席を得て法律上の見解をいただきながら研究している。</p> <p>庁内の償還推進体制の強化をはかるよう議会でも求められている。</p> <p>平成21年4月開催の県下の副市長会に県レベルでの連絡協議会の設置及び滞納整理組合的組織の設置についての研究・検討を提案し合意を得た。また、11月に県下の町も含めて連絡協議会を設置することについて提案し、11市5町から連絡協議会へ参加することについて賛同を得た。</p> <p>平成22年8月に愛媛県住宅新築資金等償還事務市町連絡協議会を設置し、<u>毎年1回</u>情報交換や弁護士、司法書士を招へいし債権管理について研修を行っている。</p> <p>本市では、平成22年度から司法書士に依頼し、債権管理や個別の事例について検討協議を行い滞納解消に向けた対応をしている。</p> <p>結果、平成22年度には滞納額が<u>▲78千円</u>減少、平成23年度は<u>▲8,710千円</u>減少した。また、<u>平成24年度もわずかではあるが滞納額が減少する見込みである。</u></p> <p>償還状況（平成23年度決算）</p> <table><tr><td>貸付金</td><td>2,312,340千円（利子含2,873,325千円）</td></tr><tr><td></td><td>646件（442人）</td></tr><tr><td>総調定額</td><td>2,830,783千円</td></tr><tr><td>滞納繰越額</td><td>190,729千円</td></tr></table>				貸付金	2,312,340千円（利子含2,873,325千円）		646件（442人）	総調定額	2,830,783千円	滞納繰越額	190,729千円
貸付金	2,312,340千円（利子含2,873,325千円）										
	646件（442人）										
総調定額	2,830,783千円										
滞納繰越額	190,729千円										
<p>今後の指針（案）</p> <p>平成22年度に設置した愛媛県住宅新築資金等償還事務市町連絡協議会において、債権管理等に関する事務を共同処理するための組織づくりについての調査・研究や償還推進に向けての研修会及び情報交換を行い参加市町との連携を図りながら滞納の解消に努める。</p> <p>平成24年度に引き続き、司法書士及び顧問弁護士等の専門家に個々の事例について法的相談や事務処理の指導を受け<u>滞納額の減少に努める。また、返済意思のない方については法的措置を講ずる等の対応を行う。</u></p>											

庁議決定（指針・方向性）

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成16年)

事項名	愛媛県人権対策協議会新居浜支部の機能回復	類別	懸案事項
担当部局課名	市民部人権擁護課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
平成 3年6月30日	支部の意見の相違により支部を解散する。		
平成 3年8月	2つの団体組織が結成される。		
平成 8年6月	協議会方式により半年間支部運営がなされたが、運営停止する。		
平成13年3月	支部運営と支部長の選任について協議を図ったが、2名の出席で開会できなかった。		
平成14年4月26日	愛媛県同和対策協議会が総会で名称変更を議決する。 (愛媛県同和対策協議会から愛媛県人権対策協議会へ)		
平成 3年6月	愛媛県同和対策協議会新居浜支部内の意見の相違により支部を解散したその後、県当局、関係者及び関係団体との協議を重ねたが、合意には至らなかった。		
平成 8年8月	新居浜市と意見の相違する双方との合意のもと、確約書を交わし、協議会方式により会を運営することとした。 約6か月間支部の運営が続いたが、その後、確約書の白紙撤回及び役員の変更等の申し出があり、これらの件について協議会を開催しようとしたが、意見の相違により開催できない状態が続いている。		
平成13年2月	確約書に基づく協議会開催を図るため、当時の役員の話し合いの場を設けたが、確約書の解釈に相違があり、会議開催には至らなかった。		
平成21年	平成8年当時の協議会役員に対し、協議会の再開に向けて意見を聞くが前進なし。		
平成23年	愛媛県人権対策協議会が新居浜支部と認める組織の支部長が交替し、新しい支部長から支部として活動するための財政的な支援を要請されている。		
今後の指針(案)			
支部は任意団体であり、行政としての関わりにはおのずと限りがあるが、平成8年に設置した協議会を足がかりに支部の正常化に努めてきたが、協議会の再開は困難な状況となっている。			
愛媛県人権対策協議会が新居浜支部と認める組織に対して、新居浜市が愛媛県人権対策協議会新居浜支部として財政的な支援を行うため、 <u>組織としての活動実績、事業計画、会則、総会の開催などについて</u> の <u>確認、及び財政支援の内容について協議を行っていく。</u>			
庁議決定(指針・方向性)			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成21年)

事項名	ワンストップサービスの実施	類別	議会答弁・懸案事項
担当部局課名	市民部市民課	関連する部局課名	住民異動に伴って手続きの発生する課、電算システム担当課、人事担当課及び庁舎管理担当課など多数
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>【市民課が主管課になる以前の取り組み（平成18年度以前）】</p> <ul style="list-style-type: none">○行政改革大綱（平成14～18年度）「窓口業務の一元化」○行政改革大綱の見直し（平成16～18年度）「ワンストップサービス窓口の開設」○「迅速・丁寧」専門部会が、ワンストップサービス実施に係る検討結果をまとめる。（平成18年9月8日） <p>【市民課が主管課になってからの取り組み（平成19年度以降）】</p> <ul style="list-style-type: none">○ワンストップサービス推進委員会の設置：9課18名（平成19年7月30日～平成20年3月31日）○「ワンストップサービス実施に係る検討結果報告書」を作成（平成20年3月31日）○「件名：ワンストップサービスの実施について」企画財政会議実施（平成20年8月19日）○ワンストップサービスプロジェクト会議の設置：9課10名（平成20年10月7日～）、10課11名（平成23年度～） <p>平成20年度4回、平成21年度2回、平成22年度2回開催、平成23年度1回開催</p> <ul style="list-style-type: none">○転入に伴う乳幼児医療受給資格認定申請など14手続きの取扱いを市民課②番窓口で開始（平成21年2月25日～）○市民課にフロアマネージャー 臨時職員2名、(平成23年3月から緊急雇用1名、平成23年度は2名)を配置(平成21年4月1日～)○平成22年度も引続きプロジェクト会議を開催し、住民異動に伴う諸手続きの一部取り扱いやフロアマネージャーの取り組み状況について検証するとともに、これからの取り組みとして市民課窓口の年度末時間延長や、次期基幹業務システムにおける申請書の自動作成などの総合窓口機能の活用について協議を行った。○平成23年度のプロジェクト会議で、平成24年10月個人別手続き案内票を発行すること、申請書記入事項等の簡素化については、新基幹システムを使用する中で、経費をかけずに実現可能な方法を検討していくことを決定した。○フロアマネージャーの処理実績は、平成21年度（6月～3月）13,921人、平成22年度（6月～3月）23,427人で、利用者が大幅に増加した。平成23年度は1日平均148人。○平成23年3月28日から31日まで（4日間）、17時15分から19時15分まで2時間の年度末時間延長を実施した。○平成24年3月28日から30日まで（3日間）、17時15分から19時15分までの2時間の年度末時間延長を実施した。 <p>4月1日(日)は、8時30分から17時15分までの日曜日の臨時開庁を実施した。</p> <p>○平成25年3月28日及び29日（2日間）、17時15分から19時15分までの2時間の年度末時間延長を実施し、31日(日)は、8時30分から17時15分までの臨時開庁を実施した。</p>			

○フロアマネージャーの処理実績は、平成24年度は1日平均約112人（確認できた人数）。
25年3月から基幹システムの総合窓口機能を活用した「個人別手続き案内票」を発行。

今後の指針（案）

低コストで市民の利便性向上につながる効果的な方法についてプロジェクト会議で検討し、できることから順次取り組んでいく。

庁議決定（指針・方向性）

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	地域防災力の向上（防災士育成、自主防災組織の育成強化、要援護者支援プラン）	類別	議会答弁
担当部局課名	市民部防災安全課	関連する部局課名	市民活動推進課 消防本部
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 (1) 自主防災組織の結成率は、校区単位では100%となったが、最も身近なコミュニティである単位自治会を基本単位とする自主防災組織の結成促進に向けて、啓発活動を実施するとともに、出前講座等を通じて、地域における防災に備えての知識や技術面での普及・助言活動を推進している。 (2) 自主防災組織の拡充を図るため、平成16～18年度に、校区自主防災組織に対して、結成支援事業（1校区200千円）を実施したほか、防災倉庫を7校区に設置した。平成19年度には、自主防災組織育成モデル事業として、泉川校区での資機材整備・リーダー育成研修等を実施した。平成20年度には、コミュニティ助成事業（1,400千円）、地域安心安全ステーション整備モデル事業（1,000千円）、市補助金公募（126千円）により、4組織に対する資機材整備補助を実施した。平成21年度には、地域防災スクールモデル事業を金栄、若宮の2校区をモデル地区として実施し、小学校、地域及び地元消防団員等が一体となった防災体制の整備を推進した。平成23年度には、コミュニティ助成事業（2,500千円）により、船木校区、大生院校区に対する資機材整備と小中学校、地域及び地元消防団員等が一体となった防災体制の整備を推進した。また、コミュニティ助成（2,000千円）により、角野校区に対する資機材整備を実施した。 (3) 平成24年3月31日現在の結成率 結成率＝100%（結成組織数＝109組織 結成自治会数＝312単位自治会） 平成14年度結成率＝12.8% 平成15年度結成率＝15.6% 平成16年度結成率＝30.0% 平成17年度結成率＝73.6% 平成18年度結成率＝96.4% 平成19年度結成率＝100% (4) 平成23年度より、県が実施する防災士養成講座制度を活用し、地域防災リーダーとなる人材を3年間で、150人育成するよう取り組んでいる。23年度の実績は、46人であった。24年度の実績は、51人であった。 (5) 災害時要援護者台帳は、民生委員と自治会の協力により、平成21年度に市内全域について調査及び台帳の作成が完了し、それ以降、毎年更新を行っている。平成23年度末時点では、3,726人が要援護者として登録されており、うち、1,983人について地域支援者（原則2人）が決定している。平成24年度末時点では、3,617人が要援護者として登録されており、うち、2,077人について地域支援者（原則2人）が決定している。			

今後の指針（案）

- (1) 校区自主防災組織の結成については、平成19年に全小学校区での結成が達成されていることから、特に今後は、単位自治会での出前講座による啓発活動の推進や防災訓練への積極的な参加とともに、必要な消耗品（非常食・飲料水・燃料等）の提供などを通じ、一層積極的な取り組みを推進していくこととする。なお、校区単位での防災訓練への参加・協力についても、引き続き積極的に取り組んでいくこととする。
- (2) 自主防災組織の活性化を支援するため、研修会等への参加呼びかけや、資機材整備についての自治総合センターの助成制度の積極的な活用を図るとともに、自治総合センターによる事業採択が受けられなかった場合においても、計画的な資機材整備が図られるよう、平成25年度より市独自の支援制度の新設し、計画的な取り組みを推進していくこととする。
- (3) 平成23年度、平成24年度に引き続き、平成25年度においても県が実施する防災士養成講座制度を活用し、新たに50人の防災士の育成を図る。
- (4) 毎年、新たに要支援該当者となられた方について、民生委員に聞き取り調査を依頼し、支援の必要な方の台帳を整備するとともに、できる限り地域支援者を決めていただくよう自治会に依頼し、災害時における要援護者の安否確認や避難支援体制の確立に努める。

庁議決定（指針・方向性）

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成20年)

事項名	防災行政無線（二次整備）の拡充・強化	類別	議会答弁
担当部局課名	市民部防災安全課	関連する部局課名	情報政策課 市民活動推進課 建築住宅課 他
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>(1) 固定系防災行政無線は、別子山地域のみを整備されていたが、整備から20年が経過し、老朽化が進んでいた。また、旧新居浜市においては、移動系の防災行政無線のみであったことから、市民に対する情報の伝達が十分行き届かない状況も見受けられた。</p> <p>(2) 平成19年度に新市計画に搭載し、庁内防災行政無線検討委員会での審議を経て、全体計画を提示し、平成21年度に、実施設計（電波伝搬調査込）を実施した。</p> <p>(3) 平成22年度、全市を一つのシステムとして60MHz帯のデジタル同報系防災行政無線を整備した。別子山地区については、親局設備、中継局設備のほか従来の機能である屋外拡声子局7局、戸別受信機130機をそれぞれ更新整備し、旧新居浜地区については、公民館等の避難所に双方向通信が可能な屋外拡声子局21局とその他2局の23局を整備し、学校・幼稚園等の人が多く集まる公共施設に、戸別受信機を設置した。</p> <p>また、Wi-Maxとの連動を図り、リアルタイムで河川の監視を行うことのできる河川水位監視カメラを5基整備した。</p> <p>(4) 平成23年度においては、現在の防災行政無線の一層の有効活用を図るとともに、地域住民への緊急災害情報等の円滑かつ迅速な伝達を図るため、自治会広設備との接続に係る調査設計業務を実施した。</p> <p>(5) 平成24年度においては、平成23年4月1日から、運用を開始した同報系防災行政無線の有効活用を図るとともに、更なる防災情報伝達体制の充実を図るため、Wi-Maxを利用した既存の自治会広報設備（184箇所）との接続を実施した。</p> <p>また、津波や台風時の異常潮位に備えて、市内3か所（沢津・中須賀・黒島）に潮位監視カメラを設置した。</p> <p>なお、平成25年4月1日より供用を開始した。</p>			
<p>今後の指針（案）</p> <p>平成24年度末に2次整備（防災行政無線・自治会広報連動システム）が完了し、4月1日から運用が開始されたため廃止する。</p>			
<p>庁議決定（指針・方向性）</p> <p>廃止</p>			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成23年)

事項名	老朽家屋対応方針の調査・検討	類別	議会答弁
担当部局課名	市民部防災安全課	関連する部局課名	消防本部予防課 建設部建築指導課 環境部ごみ減量課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>(1) 関係各課による庁内検討会において、情報交換と今後の対応方針に関する調査・研究を実施するとともに、市民からの通報によって覚知した老朽家屋での対応については、環境・建設・消防担当部局等が個別に対応した。</p> <p>しかしながら22年度までの対応状況は、主に市民からの通報によるものであり、市内全域に点在している管理放棄家屋等の分布状況やその状態については、把握できていないのが実情であった。</p> <p>(2) このようなことを受け、平成23年度において、市内全域(57, 226棟)での実態調査を実施し、老朽危険家屋(3, 328棟)の所在地や状態に係る台帳を整備した。</p> <p>(3) 新居浜市内各所に点在している管理放棄された家屋等に対して、適正な指導・対応を行うための今後の基本的な方針について、関係各課との連携強化と意見集約を図り、今後における市の指導基準や具体的な対応方針を調査検討する必要があるため、平成24年4月に庁内検討委員会「新居浜市空き家等の適正な管理に関する検討委員会」を設置し、所要事項に関する調査研究を行うとともに、当面の老朽家屋対策の円滑な実施に向けての体制や対応策の検討、協議、検討を行い、平成25年3月に検討結果を取りまとめた。</p>			
今後の指針(案)			
<p>平成25年3月に「空き家等の適正な管理に関する検討委員会」で、自治体が空き家問題に取り組むための法整備、環境整備、財政支援等について国に働きかける、老朽危険家屋の解体・除却への助成制度の創設する、条例制定については、現在の取り組みを継続しながら、国、県の動向にも注視して検討する、との取りまとめを行った。この検討結果について、市としての方針決定を行い、具体的な対策に取り組む。</p>			
庁議決定(指針・方向性)			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成24年)

事項名	地域防災計画の修正	類別	議会答弁
担当部局課名	防災安全課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 新居浜市地域防災計画の前の修正（平成17年度）の後、土砂災害警戒区域や国領川浸水想定区域の指定、土砂災害警戒情報や緊急地震速報の導入、市全域における防災行政無線の整備が行われたため、平成23年度に計画の修正を予定していたが、東日本大震災の教訓を踏まえた対策を反映させる必要が生じたため、予定を変更し、庁内での見直し事項の検討を行った。また、平成23年12月に国の防災基本計画が修正され、平成24年度の早いうちに愛媛県の地域防災計画が修正される見込みであるため、県計画の修正後、すみやかに新居浜市地域防災計画を修正する必要がある。 平成24年度において、防災基本計画の修正や愛媛県の地域防災計画の修正と並行し、県との連携強化を図りつつ、新たな被害想定に基づき、人命尊重を第一とする対策を検討し、市民意見の反映、パブリックコメントを実施しながら素案を作成し、平成25年3月に開催した新居浜市防災会議において、地域防災計画の修正を行った。なお、防災マップについても修正を加え、市政だより（平成25年4月予定）とともに、全戸配布を行った。			
今後の指針（案） 平成25年3月に開催した新居浜市防災会議において、今回予定していた地域防災計画の修正作業が終了したため廃止する。			
庁議決定（指針・方向性） 廃止			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成25年)

事項名	業務継続計画（BCP）の策定	類別	議会答弁	
担当部局課名	防災安全課	関連する部局課名	各部局	各課所
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 愛媛県においては平成21年度に県庁の業務継続計画が作成された。平成22年度以降、新居浜市を含む県内12市町が愛媛地域防災力研究連携協議会の自治体業務継続研究会に参加し、事業継続計画作成を目指して研究会を開催してきたが作成には至っていない状況である。しかし、東日本大震災において、庁舎等の被災により機能が喪失し、応急対応の遅延をもたらした自治体があった反省から、平成24年度末に修正された新居浜市地域防災計画において、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必用な場所に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画を作成することを規定した。				
今後の指針（案） 愛媛県の業務継続計画と同様に南海地震による庁舎の被災を想定し、庁内各課所において優先業務の選定、業務の開始・再開時期の検討を行うとともに、必用資源の確保対策の検討を行う。その後、県の業務継続計画との整合を図るため、庁内全体としての優先業務等の調整、安否確認や連絡・非常参集体制の確認を行い、これらの検討結果を平成25年度中に業務継続計画としてまとめ、各課所に配布し周知を図る。				
庁議決定（指針・方向性）				

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	浄化槽設置整備事業	類別	公約・議会答弁
担当部局課名	環境部環境保全課	関連する部局課名	環境部 下水道建設課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 浄化槽の設置補助事業は昭和63年度から実施しており、平成20年度は53基、平成21年度は55基、平成22年度は56基、平成23年度は56基、平成24年度は57基の補助をしている。平成24年度までの補助事業設置累計は1,843基となっている。			
今後の指針(案) 公共下水道事業計画区域外について、浄化槽設置の促進を図り、公共下水道整備と併せての水洗化率の向上を目指す。平成25年度は57基の補助を予定している。			
庁議決定(指針・方向性)			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成25年)

事項名	地球温暖化対策の推進	類別	公約
担当部局課名	環境部環境保全課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>新居浜市では、「エコアクションプランにいほま」において、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の把握、目標設定及び削減のための方策等について策定しているが、新居浜市域については策定していないため、平成21年度新居浜市地球高温化対策地域協議会において、「地球温暖化対策地域計画」の策定の必要性について提案された。</p> <p>平成23年度は市民・事業者を対象にアンケートを実施、平成24年度には策定委員会を設置し、環境審議会へ計画案を諮問、パブリックコメント、審議会の答申を経て、3月末策定した。平成25年度は「地球温暖化対策地域計画」の印刷製本と計画の推進のためには、市民・事業者の取組が欠かせないことから、広く広報し、周知に努める。</p>			
今後の指針（案）			
<p>2009年を基準年度に削減目標を設定し、市民・事業者との協働により、短期の2015年で13%、中期の2020年では25%、長期の2025年は80%の二酸化炭素の排出削減を目指す。</p> <p>重点テーマごとに管理指標を定めており、計画の進捗管理に努める必要がある。</p>			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成24年)

事項名	住宅用太陽光発電システム設置補助事業	類別	公約	
担当部局課名	環境部環境保全課	関連する部局課名		
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>地球温暖化防止及び環境保全意識の高揚を図ることを目的として、住宅用太陽光発電システム設置補助事業を実施している。国が、平成24年7月、固定価格買取制度を創設したことから、ますます再生可能エネルギーへの関心が高まっている。</p> <p>【実績】</p> <p>平成21年度110件、平成22年度178件、平成23年度416件、平成24年度408件</p>				
<p>今後の指針（案）</p> <p>住宅への太陽光発電の導入促進のため、設置費用の一部を補助する。平成25年度は、360件（4kw/件）の補助を予定している。</p>				
<p>庁議決定（指針・方向性）</p>				

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成17年)

事項名	ごみ有料化	類別	議会答弁・懸案事項	
担当部局課名	環境部ごみ減量課	関連する部局課名	環境部 環境施設課	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯				
<p>大型ごみの有料化については、平成13年6月議会に上程したが、継続審査となり、9月議会で撤回した経緯がある。その後、家庭ごみの処理を有料化する動きが全国的に広がっており、環境省も家庭ごみの有料化を推進する方向となっている。本市においてもごみの減量化を推進する必要があることから、庁内組織、新居浜市ごみ有料化調査研究委員会を平成16年4月に設置し、平成18年3月に結果を市長に報告した。</p> <p>その後、平成19年2月に「廃棄物減量等推進審議会」から出された有料化についての答申を基に、平成20年5月に家庭ごみ一部有料化計画(案)を決定し、まちづくり校区集会等での説明を実施した。しかし、10月22日に市連合自治会から、経済情勢が厳しい、家庭ごみ減量について啓発と減量施策が必要である、自治会未加入者の対策、適正なステーション管理等の検討が必要である、混乱を避けるため分別変更を先行する必要がある等の理由により、平成21年10月1日実施の見送りするよう要望書が出され、先送りを決定した。</p> <p>大型ごみの有料化については、平成24年度の実施に向けて準備をすすめたが、東北大震災の発生により、経済情勢が悪化する中で、政府において増税が検討されており、新居浜市民についても税負担増等による生活資金の減少は避けられない状況にあり、今、大型ごみの有料化を行うことはさらなる負担を強いることになる。また、大型ごみを含む家庭ごみは、減量化施策の効果もあり平成15年度をピークに減少を続けている。このような状況を踏まえ、大型ごみ有料化の平成24年度実施は見送った。</p>				
今後の指針(案)				
<p>前回有料化を計画した時期とは、ごみ量が減少しているなど状況が異なっており、処理施設の能力上も問題はないため、早期に有料化する必要性は乏しい。また消費税増税も控えているという情勢もある。このようなことから、当面、生ごみの減量に取り組み、その結果を見て第5次長期総合計画の中で検討することとする。</p>				
庁議決定(指針・方向性)				

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成24年)

事項名	ごみ減量化推進		類別	公約・議会答弁	
担当部局課名	環境部ごみ減量課	関連する部局課名	環境部 環境保全課		
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
<p>生ごみ処理容器購入への補助（H3～）、資源ごみ集団回収への奨励金の支出（H2～）、最終処分場への搬入制限（H16、H20）、事業ごみ処理手数料の改定（H20）、分別区分の改定（H18、H21）、衣類回収（H22～）、食用油の回収（H23～）等に取り組み、台風災害ごみを除くごみ総量はH15の67,396トン进行ピークにH24には47,167トンまで減少している。</p> <p>しかし、集団回収量を除く一人1日当たり排出量（H22）では、全国平均の917グラムに対し1,035グラムと100グラム以上多い状態である。</p>					
今後の指針（案）					
<p>家庭ごみの排出状況調査結果では、燃やすごみとして、資源化可能な古紙類・古布・衣類が15%、生ごみが36%排出されており、生ごみの減量と集団回収を一層推進することでごみ減量化を推進するH25年度では、引き続き新居浜環境市民会議との協働事業で生ごみの減量の取り組みを市民に広げていくとともに、生ごみ堆肥化地域環境整備モデル事業の実施で地域単位の取り組みを試みる。</p> <p>事業系生ごみの減量については、民間事業者でメタンガス回収プラントの検討が行われており、市としてもバイオマス利活用構想策定事業の中で検討を行う。</p>					
庁議決定（指針・方向性）					

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	公共下水道事業（污水施設）・浸水対策事業（雨水施設）	類別	公約・議会答弁	
担当部局課名	環境部 下水道建設課	関連する部局課名	環境部 下水道管理課	建設部 都市計画課
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>公共下水道事業全体計画の見直しを平成15年に行っているが、第5次長期総合計画において行政人口の目標値が12万人に下方修正されたことから、人口減少に伴う計画諸元値を見直し、全体計画の修正を行うとともに、平成23年度末までが現認可期間となることから、併せて事業認可の変更手続きを行った。</p> <p>○事業認可区域拡大による変更告示（平成24年3月16日）</p> <ul style="list-style-type: none">・認可区域面積2,367ha（240ha追加拡大）・整備状況（平成25年4月1日現在） <p>整備済み人口：73,848人、人口普及率：59.37%</p> <p>整備済み面積：1,884.30ha、面積普及率：79.61%</p>				
<p>今後の指針（案）</p> <p>平成23年度末に拡大した区域やこれまで未整備の区域について、公共下水道污水施設及び浸水対策雨水施設の整備促進を図る。</p>				
<p>庁議決定（指針・方向性）</p>				

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成21年)

事項名	下水道事業経営の健全化	類別	懸案事項
担当部局課名	環境部 下水道管理課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>下水道事業にとって経営の安定化は最重点課題であり、中でも財源の確保という観点から、公共下水道事業の収入の根幹をなす下水道使用料については、昭和55年の供用開始以来概ね4年ごとに改定するとともに、収納率の向上にも努めてきた。</p> <p>平成21年12月議会で、下水道使用料を12.26%引き上げる下水道条例の改定が可決され、平成22年4月分から適用されている。平成23年度決算における汚水処理経費に対する使用料収入の割合は約65%であり、本来100%使用料で賄うべきである汚水処理経費について、多額の一般会計繰入金に依存している。</p> <p>下水道事業の普及啓発、水洗化の促進を図るため、下水道整備後3年経過した公共下水道未接続世帯に対する訪問調査を実施している。</p> <p>平成21年度に緊急雇用対策事業を活用し、公共下水道未接続世帯の訪問調査を実施し、水洗便所改造資金融資斡旋制度の周知を通じて更なる水洗化率の向上に努めた。</p> <p>汚泥消化ガスの有効利用と新たな財源確保を図るため、平成20年2月から余剰ガスの売却を行っている。</p>			
<p>今後の指針（案）</p> <p>簡素で効率的な財政運営を推進するために、今後とも下水道使用料の改定を含む歳入の確保と効率的な事業運営に積極的に取り組む必要がある。</p>			
<p>庁議決定（指針・方向性）</p>			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成25年)

事項名	住友各社及び地元企業等の連携強化	類別	公約
担当部局課名	商工労政課	関連する部局課名	秘書広報課
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>住友各社の事業所と新居浜商工会議所、新居浜市のトップによる経済懇談会を定期的を開催しており、本市経済の活性化に向けた情報交換等を行っている。また、担当者レベルにおいては、3か月に1回、業況ヒアリングを行っている。</p> <p>住友各社との連携強化を図るため、平成25年1月には、新居浜機械産業協同組合、新居浜商工会議所、愛媛県、新居浜市のトップが、住友各社の東京本社を訪れ、今後の事業計画や経営方針等について意見交換を行った。</p> <p>一方、新居浜商工会議所においては、平成24年度に住友各社の発注担当部署と会議所工業部会所属企業との意見交換会を開催し、住友各社の事業展開上での課題やニーズ、発注先決定の考え方などについて説明を受け、地元企業の今後の事業展開への参考となる情報交換を行った。</p>			
<p>今後の指針（案）</p> <p>これまでも開催してきた経済懇談会を継続して実施するとともに、本社経営層との意見交換、情報交換等の対話を通じて、住友各社が望んでいるニーズの把握に努める。さらに、実務担当者レベルでの意見交換の場を設けるとともに、得られた情報を地元企業と共有できるよう取り組みを進める。</p>			
<p>庁議決定（指針・方向性）</p>			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成25年)

事項名	企業誘致及び企業留置の推進	類別	公約
担当部局課名	商工労政課	関連する部局課名	都市計画課
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>新たな工業用地を確保するため、平成21年度から貯木場事業用地(24,418㎡)、平成23年度から多極型産業推進事業用地(28,604㎡)の造成工事を行い、分譲を行っている。また、平成25年度から、観音原地区の内陸型工業用地の整備に向けた調査を行う。</p> <p>平成24年度には、観音原地区における内陸型企业用地の環境整備に取り組み、医療用キット製造工場の立地がなされたほか、平成25年3月には、食品製造会社と立地に関する協定書を調印し、平成25年12月の操業に向けた調整、支援を進めている。</p> <p>また、企業立地促進条例については、平成14年4月の施行以降、奨励措置の拡大等改正を行い、平成23年4月からは、企業立地促進奨励金の限度額を1億円から3億円に、新たな奨励金として低炭素型事業促進奨励金を追加した。</p> <p>さらに、平成24年3月には工場立地法の特定工場に義務付けられている緑地及び環境施設の面積率について、用途地域に応じて基準を緩和する条例を制定したほか、県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会県本部との「企業立地情報の提供及び用地売却等の仲介に関する協定」を平成24年度から再開し、企業立地の促進に取り組んでいる。</p>			
<p>今後の指針(案)</p> <p>船木地区立地予定企業について、平成25年12月の操業に対応するため、開発申請等諸手続きに向けた調整や周辺道路等の環境整備の促進など、立地に向けた全般的な支援を進める。</p> <p>また、平成25年度には、企業立地促進条例の改正に向けた取り組みを進めることとしており、新規企業の立地、既存企業の新規投資の促進に努めるとともに、観音原地区における新たな内陸型工業用地の整備に向けた調査を行う。</p>			
<p>庁議決定(指針・方向性)</p>			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成25年)

事項名	新居浜ブランドの創設		類別	公約	
担当部局課名	商工労政課	関連する部局課名	総合政策課		
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>平成12年度から、新たな事業展開に意欲のある中小企業を対象に事業化の支援を行う「中小企業新事業展開事業」を実施し、新製品の開発や新分野への取り組みについて、愛大・新居浜高専等への紹介も含め支援しているところである。しかしながら、新製品・新技術を開発しても、多くが販路開拓・受注拡大に苦戦している状況である。</p> <p>このようなことから、平成25年度から新たに新居浜の優れた製品や技術を「新居浜ものづくりブランド」として認定し、認定されたブランドに対して、強力に販路開拓・受注拡大支援を行っていくこととしている。更には、新製品、新技術開発支援についても強化することとしており、東予産業創造センターにおいて、「溶接技術の高度化」や「先端素材を生かした新技術・新製品開発」などをテーマとした研究会が設立され、今後の成長が期待される事業分野での新製品・新技術を模索する取り組みがスタートしている。平成25年4月には、東予産業創造センターが炭素繊維をテーマとした人材養成事業を愛媛大学等と共同で国に申請を行ったところである。</p> <p>一方、市内企業と新居浜高専、愛媛大学等の学術機関との連携による共同開発や共同研究も進められ、支援しているが、商品化・実用化に至るものは少ない状況である。</p>					
<p>今後の指針（案）</p> <p>新居浜ものづくりブランドとして認定するための委員会の設置、認定基準の作成等を行うとともに、企業との対話を通じたニーズ把握に努めながら、販路開拓・受注拡大に向けた支援策の検討を進める。さらに、ブランド認定を受けた製品や技術は、東京・大阪などの見本市への出展を積極的に支援し、実際に販路開拓・受注拡大につながるような受注活動が行えるよう、現行の中小企業振興条例の改正も視野に入れながら、企業が営業努力できる環境の整備に努める。</p> <p>また、成長が期待される分野での新製品、新技術開発への取り組みを進める中で、新居浜高専や愛媛大学などとの連携を図りながら、企業が抱える課題解決のためのマッチングを進める。</p>					
<p>庁議決定（指針・方向性）</p>					

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成25年)

事項名	商店街の活性化	類別	公約
担当部局課名	商工労政課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>本市の商店街においては、モータリゼーションの進展や大規模小売店舗の郊外への出店、人口の郊外分散化等の複合的要因により空き店舗が増加し、衰退傾向が続いている。</p> <p>夏まつりやはまさい、夜市などの商店街イベントに支援を行っているが、単発的なイベントは一過性のものとなっており、恒常的な集客につながらないため、通年制をもった賑わい創出を図る必要があることから、商店街やまちづくり団体により銅夢にいほまを活用した生鮮市場の開設等も試行され始めている。</p> <p>銅夢にいほまの駐車場を管理運営していた振興組合が解散することになり、平成25年度から銅夢にいほまの駐車場を民間駐車場を賃借して確保している状況。</p> <p>銅夢にいほまの利活用を含め、商店街の活性化策を平成25年度から商工会議所や商店街連盟と協議、検討する予定。</p>			
<p>今後の指針（案）</p> <p>商店街への人の流れをつくり、より多くの人々が、各店舗を訪れる機会を生むイベントの開催や地域の魅力の発信等商店街における集客力を高める取り組みに対し、支援を行う。</p> <p>中心商店街の核となる銅夢にいほまの有効活用も含め、地元商店街や商店街連盟などの関係団体との意見交換や協議を重ね、商店街のイメージアップを図り、市民に親しまれる魅力ある商店街づくりを推進することで商店街の活性化を図る。</p>			
<p>庁議決定（指針・方向性）</p>			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成17年度)

事項名	さらなる企業立地の推進	類 別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	経済部 商工労政課	関連する部局課名	都市計画課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>多極型産業推進事業用地については、平成16年4月に福祉・住宅用地、多目的広場のゾーニングを変更し、新たな企業用地として、平成17年3月に8区画26,068㎡を設定したが、平成18年度末までにすべて分譲が完了し、立地がなされた。</p> <p>このようなことから、新たな工業用地を確保するため、平成21年度から貯木場事業用地(9区画、24,418㎡)の造成工事を行い、平成22年3月に多極型産業推進事業用地(9区画、28,604㎡)のゾーニングを変更した。</p> <p>また、内陸型企業用地として、立地予定企業と立地に関する協定書を調印し、平成25年4月の操業に対応するため、観音原地区の用地買収、用地の売却、用地造成等に取り組んでいる。</p> <p>企業立地促進条例について、新規立地企業や既存企業の新事業展開に対する優遇制度として、平成17年4月に企業グループによる立地形態など多様化する企業ニーズに対応した制度に改め、平成20年4月には、駅前大街区地域への立地に対する課税免除措置や中小企業に対する奨励措置の拡充を図るとともに平成22年度まで3ヶ年の延長を行い、平成21年4月には、民間遊休地への利活用を図るための奨励措置を新設した。平成23年4月からは、企業立地促進奨励金の限度額を1億円から3億円に、新たな奨励金として低炭素型事業促進奨励金を追加した。</p> <p>さらに、平成24年3月には工場立地法の特定工場に義務付けられている緑地及び環境施設の面積率について、用途地域に応じて基準を緩和する条例を制定した。</p>			
今後の指針(案)			
<p>新たな工業用地を確保するため、内陸企業用地造成に着手したが、立地予定企業の操業時期である平成25年4月に向け、用地買収、用地造成等に取り組んでいく。また、平成22年度に見直しを行った企業立地促進条例のPRを行うとともに、四国経済産業局、愛媛県と緊密な連携を図りながら企業立地の促進を図る。</p>			
庁議決定(指針・方向性)			
廃止			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年度)

事項名	クリーンエネルギー対策への研究開発支援	類別	公約
担当部局課名	経済部商工労政課	関連する部局課名	ごみ減量課 環境保全課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 市内事業所の中で、クリーンエネルギー対策ではなく、停電・節電対策で太陽光を利用した新製品を開発したところがあり、中小企業振興条例に基づく助成等を行ってきた。 平成14年度に東予産業創造センターと連携し、一部事業所に聞き取り調査を実施したが、風力、太陽光発電の研究開発に取り組む予定の事業所はなかった。 しかしながら、下水汚泥、廃油等の廃棄物を利用した事業に取り組む事業者も見られるようになってきており、下水汚泥を利用した事業では、市も事業者と共同で事業に取り組んでいる。 平成20年度には、次世代エネルギーとして期待される家庭用燃料電池に搭載する低圧型脱硫器を開発した事業所に対し、中小企業振興条例に基づく新製品開発事業補助を実施した。 平成21年度から東予産業創造センターが、事業所を対象にLEDや電気自動車等をテーマにした次世代技術研究会を実施している。 なお、平成23年度5月に開催される第19回環境自治体会議にはま会議においては、「これからの環境ビジネスの行方」や「再生可能エネルギービジネスは産業振興の夢をみるか」等のテーマで、クリーンエネルギーの展望について議論が行われた。			
今後の指針(案) ◎ 研究開発に取り組む事業所が出てきたとき ・ 東予産業創造センター、産業技術研究所等関係機関の中で、技術面での支援機関を探す。 ・ 国、県の補助金等の支援策を紹介 ・ 市単独の補助金等支援 中小企業振興条例に基づく「新製品開発補助事業」「市場開拓事業及び催物等補助事業」等により、自社製品を持つ事業所に対し側面的な支援を行っていく。 なお、風力発電については、風力発電の実施地域では、発電量の不安定さからその維持に窮している現状もあり、太陽エネルギー、バイオマスエネルギー等の利活用についてもその研究開発支援に取り組む。			
庁議決定(指針・方向性) 廃止			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成17年度)

事項名	高齢化社会に対応した商店街づくり	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	経済部商工労政課	関連する部局課名	福祉部介護福祉課 福祉部福祉課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 新居浜市中心商店街地区では大手スーパー・ニチイ撤退後、建物を改築して複合福祉施設が立地している。平成22年度には昭和通りにデイサービスセンターがオープンした。 平成21年度には、緊急雇用創出事業を活用して「商店街訪問調査事業」を実施し、商店街の空き店舗状況、後継者の有無、現在行っているイベントに対する評価、高齢者に足を運んでもらうために必要な街並み整備に関する意識調査等を行った。高齢者を含むより多くの市民に魅力を感じてもらえることのできる商店街づくりに向けた話し合いが、店主やまちづくり団体により展開されるような、銅夢にいはまを活用した生鮮市場の開設等も試行され始めている。			
今後の指針（案） 商店街連盟が模索している農業関係者とタイアップした高齢者の生活支援や楽しみづくりにつながる生鮮（商店街エリアの不足業種）広場の開設等について、商工会議所や商店街関係者との連携を図り検討していく。			
庁議決定（指針・方向性） 廃止			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年度)

事項名	世界に誇れる太鼓祭りとするための市民ぐるみの取り組み	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	経済部運輸観光課	関連する部局課名	市民活動推進課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>新居浜市太鼓祭り推進委員会は、昭和46年に発足し、会長に市議会議長、顧問に市長、商工会議所会頭が就き、各地区運営委員会等市民団体、行政関係者など26名の委員とアドバイザー1名で構成されており、新居浜太鼓祭りを市民にとって平和で楽しい親しみのある祭典とするとともに観光面に寄与させ、伝統ある民族文化行事として、発展させるための方策を検討し、推進することを目的としている。</p> <p>平成10年8月30日、新居浜市・平和な太鼓祭りシンポジウム実行委員会主催によるシンポジウムを開催した。文化センターに約1000人の市民が参加し、今後の祭りのあり方について多くの意見を得た。</p> <p>太鼓台の派遣事業としては、昭和45年の大阪万博をかわきりに、これまで海外派遣をふくめて計17回派遣し、新居浜市の観光宣伝とイメージアップに努めている。</p> <p>行政側の取り組みとしては、平成15年1月に庁内プロジェクトのひとつとして「新居浜市太鼓祭り推進調査研究委員会」を組織し、平成17年3月に最終的な報告書に係る審議を終えている。平成19年度から3年間、愛媛県が中心となり新居浜市、西条市の関係者で構成する西条まつり・新居浜太鼓祭り観光ブランド化推進実行委員会が組織され、愛媛を代表する祭りとして新居浜太鼓祭りの情報発信、誘客事業等を行った。</p> <p>平成21年度には、太鼓祭りの開催日について、市民意識調査を行い、結果を新居浜市太鼓祭り推進委員会へ報告した。</p> <p>平成23年度には、新居浜太鼓祭りを民族文化行事として引き継ぎ、発展させていくために、市民ひとりひとりが考える機会とするため、9月22日に文化センター中ホールにおいて、大阪観光大学の中尾教授をお招きし、「祭りの発展を考える講演会」を開催し、市民の意識啓発を図った。</p>			
今後の指針(案)			
<p>市民の祭りとして歴史と伝統をもち、豪華絢爛、勇壮華麗な資源として世界に誇りうる祭りである反面、反社会的な行動も見受けられ、改善が求められるものである。</p> <p>新居浜市太鼓祭り推進委員会を中心に、太鼓台関係者等の意見を伺いながら、市民や観光客が安全、便利に参加できるような環境整備や機能の充実などに努め、今後も積極的に新居浜太鼓祭りの魅力を発信するとともに、受け入れ体制の整備等を図っていく。</p> <p>平成20年度、平成22年度、平成23年度の太鼓祭りの開催日が不統一となったが、平成24年度は統一開催の予定となっている。</p>			
庁議決定(指針・方向性)			
廃止			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成25年)

事項名	端出場温泉保養センターの再生		類別	公約 新たな政策課題	議会答弁 監査 懸案事項 その他
担当部局課名	運輸観光課	関連する部局課名			
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
<p>端出場温泉保養センターについては、平成23年5月の市議会議員全員協議会で前市長が廃止方針を打ち出し、その後市議会や存続、廃止を求める各市民団体から様々な意見や要望が出た。23年9月には、温泉施設と存続・廃止両案を含めた「端出場温泉保養センター施設検討業務」を委託し、24年3月に報告書が提出されたが、両案ともに存続条件を満たしておらず、結論を出すには至らなかった。</p> <p>24年6月の市議会産業・観光振興対策特別委員会の中間報告では、再生を考える上で4階部分だけ切り離して考えるのではなく、マイントピア別子関係者の経営者としての視点も参考にしながら、一体的な考察をする必要があるのではないかとの報告があった。</p> <p>温泉施設については、現状のまま運営を続けていくことは困難であるということについては、大方の理解を得られており、温泉施設として再生する案と観光施設として再生する案の両案でマイントピア別子という施設全体をより効果的、一体的に利活用できる方策について、早期に具体的な方向性を出す必要がある。</p>					
今後の指針（案）					
<p>温泉施設として再生するのか、観光施設として再生するのか、方針を早期に決定した後、詳細な建設改良費、ランニングコスト等を算出し、9月議会までに具体的に方策について決定する。</p>					
庁議決定（指針・方向性）					

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成21年)

事項名	運輸交通体系の整備推進と地域 循環バスの導入	類別	公約
担当部局課名	経済部運輸観光課	関連する部局課名	建設部各課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>○平成14年度に地域循環バスの庁内調査研究委員会、平成15年度に庁外委員を中心とした導入検討協議会を設置し協議を進めてきたが、予算化を断念する。</p> <p>○平成18年度から新居浜市都市交通計画の策定作業をスタートし、その中で公共交通空白地帯の改善としてコミュニティバス等の導入を検討。</p> <p>○平成21年3月 新居浜市都市交通マスタープラン、新居浜市都市交通戦略 策定</p> <ul style="list-style-type: none">・概ね20年後の目指すべき姿、今後10年間の整備計画を決定。・コミュニティバス等の導入 <p>現在、道路が狭く路線バスが通行できない地域などについては、コミュニティバスやデマンドタクシーといった公共交通の導入を図る。導入する地域、車両、運行方法などについて、今後、事業者や地域住民との協議をふまえ、詳細な検討を行う。</p> <p>○平成21年度に、荷内・阿島地域、船木地域、大生院・萩生地域を対象として、新たな公共交通の導入に関する意向調査を実施。</p> <p>○平成22年度に、新居浜市地域公共交通活性化協議会を設置し、平成23年1月11日から、荷内・阿島地域、船木地域、大生院・萩生地域を対象に試験運行を開始。</p> <ul style="list-style-type: none">・平成23年4月1日見直し <ul style="list-style-type: none">①民間の福祉施設を、行き先として指定できる施設に加える。②川東エリアについては、元塚バス停留所を行き先として指定可能とする。③予約センターを、タクシー組合事務所から協議会事務局（運輸観光課）内に移設。 <ul style="list-style-type: none">・平成23年10月1日見直し <ul style="list-style-type: none">①運行便数を6便から8便に増便。②予約締切時刻を緩和し、原則2時間前まで（1・2便は前日16時まで）に変更。③割引制度を拡充し、介護者や運転免許証自主返納者も割引対象者とする。 <p>【平成24年3月末実績】</p> <p>登録者数 410世帯 704人</p> <p>利用者数 ①H23.1～H23.3(3ヶ月間) 1日当たり4.1人 1台当たり1.0人</p> <p>②H23.4～H23.9(6ヶ月間) 1日当たり5.0人 1台当たり1.1人</p> <p>③H23.10～H24.3(6ヶ月間) 1日当たり12.7人 1台当たり1.2人</p>			
今後の指針（案）			
<p>1 平成24年9月までは、現在の形態での試験運行を引き続き実施する。</p> <p>2 平成24年10月以降は、利用対象地域を、荷内・阿島地域、船木地域、大生院・萩生地域だけでなく、川東エリア、上部西エリア、上部東エリア全域に拡大することを目指すこととしているが、利用者が少ない中で、利用対象地域を拡大して運行を継続することが適切かどうか、庁内並びに協議会において討を行う。</p>			
庁議決定（指針・方向性）			
廃止			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成25年)

事項名	公共交通体系の整備（生活路線バス、デマンドタクシー）	類別	公約、議会答弁																		
担当部局課名	運輸観光課	関連する部局課名																			
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>○平成21年3月 新居浜市都市交通マスタープラン、新居浜市都市交通戦略 策定</p> <ul style="list-style-type: none">概ね20年後の目指すべき姿、今後10年間の整備計画を決定。コミュニティバス等の導入 現在、道路が狭く路線バスが通行できない地域などについては、コミュニティバスやデマンドタクシーといった公共交通の導入を図る。導入する地域、車両、運行方法などについて、今後、事業者や地域住民との協議をふまえ、詳細な検討を行う。既存バス路線の見直し 現在、ほとんどが住友病院から新居浜駅の間に集中し、様々な系統のバスが混在した結果、1度に複数のバスが到着するなど改善の余地も見られる。そこで、バス路線を最大限に活用できるよう、バス路線網の見直しを検討する。 <p>○平成22年度に、新居浜市地域公共交通活性化協議会を設置し、平成23年1月11日から、荷内・阿島地域、船木地域、大生院・萩生地域を対象に試験運行を開始。</p> <ul style="list-style-type: none">平成23年4月1日見直し<ul style="list-style-type: none">①民間の福祉施設を、行き先として指定できる施設に加える。②川東エリアについては、元塚バス停留所を行き先として指定可能とする。③予約センターを、タクシー組合事務所から協議会事務局（運輸観光課）内に移設。平成23年10月1日見直し<ul style="list-style-type: none">①運行便数を6便から8便に増便。②予約締切時刻を緩和し、原則2時間前まで（1・2便は前日16時まで）に変更。③割引制度を拡充し、介護者や運転免許証自主返納者も割引対象者とする。平成24年10月1日見直し<ul style="list-style-type: none">①予約締切時刻を緩和し、原則1時間前まで（1便は前日16時まで）に変更。 <p>【平成25年3月末実績】</p> <table><tr><td>登録者数</td><td>453世帯</td><td>776人</td></tr><tr><td>利用者数</td><td>①H23.1～H23.3(3ヶ月間)</td><td>1日当たり4.1人 1台当たり1.0人</td></tr><tr><td></td><td>②H23.4～H23.9(6ヶ月間)</td><td>1日当たり5.0人 1台当たり1.1人</td></tr><tr><td></td><td>③H23.10～H24.3(6ヶ月間)</td><td>1日当たり12.7人 1台当たり1.2人</td></tr><tr><td></td><td>④H24.4～H24.9(6ヶ月間)</td><td>1日当たり15.7人 1台当たり1.3人</td></tr><tr><td></td><td>⑤H24.10～H25.3(6ヶ月間)</td><td>1日当たり19.8人 1台当たり1.4人</td></tr></table> <p>○既存バス路線の見直しについては、平成23年度以降、瀬戸内運輸(株)と協議を行い、平成25年10月から、一部路線の見直しを行うことを確認。</p> <p>今後の指針(案)</p> <ol style="list-style-type: none">平成25年9月までは、現在の形態でのデマンドタクシーの試験運行を行い、平成25年10月から平成26年9月までの1年間は、次の通り運行計画を見直して試験運行を継続する。<ul style="list-style-type: none">利用対象地域は、川東地区全域と別子山地区を除く上部地区全域とする。ただし、大島地区は、黒島渡海船待合所までの送迎とする。予約は、各エリアの運行事業所で直接受け付けることとし、予約締切時刻は、出発予定時刻の30分前に緩和する。運行エリア外で行き先として指定できる施設を追加する。<ul style="list-style-type: none">①上部東エリア：上部西エリア内の東川以東の病院・診療所(指定処方箋薬局を含む)②上部西エリア：上部東エリア内の国領川以西の病院・診療所(指定処方箋薬局を含む)平成26年10月以降のデマンドタクシーの運行については、拡大後の実績、事業者への影響及び市民アンケート結果等を検証したうえで、平成26年4月までに検討することとする。平成25年10月から、瀬戸内バス黒島線の新居浜駅乗り入れ(高専通り経由)、今治線の昭和通りから市役所通り経由への変更、マイントピア別子線等の労災病院乗り入れを実施し、中心市街地内の公共施設、商業施設、医療施設や交通拠点等を結ぶ路線網を確保する。				登録者数	453世帯	776人	利用者数	①H23.1～H23.3(3ヶ月間)	1日当たり4.1人 1台当たり1.0人		②H23.4～H23.9(6ヶ月間)	1日当たり5.0人 1台当たり1.1人		③H23.10～H24.3(6ヶ月間)	1日当たり12.7人 1台当たり1.2人		④H24.4～H24.9(6ヶ月間)	1日当たり15.7人 1台当たり1.3人		⑤H24.10～H25.3(6ヶ月間)	1日当たり19.8人 1台当たり1.4人
登録者数	453世帯	776人																			
利用者数	①H23.1～H23.3(3ヶ月間)	1日当たり4.1人 1台当たり1.0人																			
	②H23.4～H23.9(6ヶ月間)	1日当たり5.0人 1台当たり1.1人																			
	③H23.10～H24.3(6ヶ月間)	1日当たり12.7人 1台当たり1.2人																			
	④H24.4～H24.9(6ヶ月間)	1日当たり15.7人 1台当たり1.3人																			
	⑤H24.10～H25.3(6ヶ月間)	1日当たり19.8人 1台当たり1.4人																			
庁議決定(指針・方向性)																					

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成25年)

事項名	観光宣伝の充実	類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他
担当部局課名	運輸観光課	関連する部局課名	別子銅山文化遺産課 広瀬歴史記念館
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>本市の観光施設としては、マイントピア別子が代表的な施設であるが、観光ルート設定が確立されていないことやPR不足等により、観光客の市内滞在時間が短く、観光地としての体制が整っていないのが現状である。</p> <p>そこで、市内にある観光施設の有効的な利用を考え、素材を掘り起し、着地型商品へのレベルアップとラインナップの充実、そしてそれに関わる人材育成を図る必要があることから、25年度から「着地型旅行商品企画・造成事業」に取り組むこととしており、観光施設、特産品、郷土料理、宿泊施設等を活用した商品の開発、販売を具体化していく。</p> <p>また、新居浜ブランドの育成・拡大に向けて、愛媛県や県内市町と連携して、大阪で開催する「愛媛県市町連携フェア」に参加し、商品の普及宣伝や販路拡大による観光振興を図っていく。</p>			
<p>今後の指針（案）</p> <p>愛媛県の観光振興アドバイザーである㈱観光販売システムズと連携して、観光事業関係者を対象とした勉強会の開催、観光素材の掘り起し、商品化を図る。</p> <p>物産協会、観光協会と協力して、市町連携フェアに参加し、本市の観光と物産の情報発信を行う。</p>			
<p>庁議決定（指針・方向性）</p>			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	農林水産業の振興と地産地消の推進	類別	公約・議会答弁	
担当部局課名	農林水産課	関連する部局課名	教育委員会 学校給食課	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>本市の農業の特性は、小規模・兼業化による都市近郊型農業であることから、この実態を踏まえた作物振興を図っている。地産地消の推進については、地産地消協力店の認定及び新居浜の農産物等を使用する食育事業への取り組みを行っている。</p> <p>林業については、森林施業の集約化、路網整備の推進、機械化による低コスト林業の推進に加え、木質バイオマスの利用促進を支援し、「新居浜市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、地元産材利用の促進を図っている。</p> <p>水産業については、これまで地域の特産品づくりとして、イワシの煮干しなど水産物の加工による付加価値の向上に努めている。また、クルマエビ、ヒラメ、抱卵ガザミ放流事業などつくり育てる漁業にも取り組んでいる。また、学校給食における地元農産物利用促進のため、学校給食課や栄養職員、JA関係者、青果関係者と生産者の拡大や安定供給などについて協議をしている。</p>				
<p>今後の指針(案)</p> <p>農業については、地産地消の推進、耕作放棄地対策、有機農業対策を三本柱とした、足腰の強い新居浜農業の確立を目指す。まず、地産地消の推進は、平成21年度に決定した地産地消推進標語とマスコットキャラクターを利活用し、新たに創設した地産地消協力店認定制度により、平成24年度末で11店舗を認定しており、今後も協力店を増やすことにより、地元産農畜産物の消費拡大を図っていく。次に、耕作放棄地対策は、耕作放棄地化の原因のひとつであるイノシシ等の有害鳥獣について、「新居浜市鳥獣被害防止計画」に基づき、新居浜市鳥獣被害対策協議会と市内3猟友会の協力を得ながら駆除や捕獲に努め、生産農地の保全を図る。</p> <p>漁業については、放流事業を継続して実施し、水産資源の確保を図るとともに漁港施設の延命化のための機能保全工事实施のための計画を策定し、維持管理コストの縮減を図りつつ、漁港施設の機能を今後も維持していくことにより、漁業者の安定的な経営を継続的に支援していく。</p> <p>また、魚食の推進のため、平成22年度より実施している未就学児童に魚に親しんでもらうことを目的とした「おもちゃ図書館きしゃポッポ」による「おさかなふれあい体験事業」についても市内の3施設において引き続き実施する。</p> <p>今後、農林水産物の地産地消を推進するため、JA新居浜市が設置・運営している産直施設「四季菜広場」や産直市「あかがね市」を市民にPRし、地元農畜産物の売上げ増加に繋げるとともに、えひめ愛フード推進機構(会長 中村時広)が定めた「えひめ地産地消の日」(毎月第4金曜・土曜・日曜)の普及を図る。また、食育関係団体との連携し、食育の面からも地産地消を推進していく。</p> <p>また、食料自給率の向上、農業の持続的発展を目的として、愛媛県、関係団体と協力しながら、農畜産物のブランド化や第6次産業化も含め、本市に見合った農業政策を平成26年度当初予算に向け検討する。</p>				
庁議決定(指針・方向性)				

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成25年)

事項名	有害鳥獣の駆除対策強化	類別	公約
担当部局課名	農林水産課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>山林に生息する鳥獣（イノシシ等）が、人家付近及び田畑へ出没を繰り返し、水稻等の農作物に被害を与えているため、「新居浜市鳥獣被害防止計画」に基づき、新居浜市鳥獣被害対策協議会と市内3猟友会の協力を得ながら捕獲に努めている。猟友会に対する支援策として、平成22年に箱わな36基を購入し貸与、捕獲数に応じた報償費の支出を行っている。</p>			
<p>今後の指針（案）</p> <p>農作物被害が依然として生じているため、駆除対策強化として国・県の補助事業を活用し、猟友会への駆除経費等の支援を実施する。また、被害防止のためには有害鳥獣による集落や圃場への侵入を防ぐことも重要であるため、防護柵の設置に係る支援を国・県の補助事業を活用し実施する。また、併せて平成24年度に県が光明寺地区で行った「鳥獣害を受けにくい集落づくり支援事業」の成果を参考に、地域ぐるみでの取り組み（座談会による周知や環境整備等）を推進する。</p>			
<p>庁議決定（指針・方向性）</p>			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成24年)

事項名	ため池浸水想定区域図作成事業	類別	議会答弁	
担当部局課名	経済部 農地整備課	関連する部局課名	市民部 防災安全課	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 東日本大震災におけるため池の決壊を受けて、市内のため池が決壊した場合を想定し、非常時における市民の安全を確保するため、要避難地区及び避難経路等を記載したため池氾濫危険地区図（ハザードマップ）を平成23年度から2箇年で作成した。 ○平成23年度の取り組み状況 浸水想定区域図の作成（対象ため池：野添池ほか35箇所） 1. 資料収集整理 2. 現地概査 3. 浸水予想区域の検討 4. 現地調査 5. 浸水想定区域図の作成 ○平成24年度の取り組み状況 ハザードマップの作成（対象ため池：池田池ほか36箇所） 1. 資料収集整理 2. ハザードマップの作成				
今後の指針（案） 廃止する。 予定通り、平成23年度からの2か年で37箇所のため池が決壊した場合の浸水想定区域図及びハザードマップの作成が完了したため。				
庁議決定（指針・方向性） 廃止				

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成18年度)

事項名	バス路線開設事業		類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他 新市
担当部局課名	経済部別子山支所	関連する部局課名		
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯				
<p>新市建設計画に基づき、平成18年度より新居浜市街地への別子山地域住民の交通の利便性の確保及び市街地からの観光を目的とした交流人口の増加を図るため新居浜方面便の地域バス運行を一日2往復開始している。また、四国中央方面への瀬戸内バス運行が平成22年度廃止されたことに伴い、通院・通学者の交通手段を確保するために、平成25年度までの時限措置として四国中央方面便の地域バス運行を一日3往復開始している。</p> <p>なお、四国中央方面便の地域バスについては、別子山地域審議会及びまちづくり校区集會等、機会があるごとに25年度末の廃止を説明することにより、通院や買い物に利用している地域住民に新居浜方面便を利用するよう啓発している。</p>				
今後の指針(案)				
<p>四国中央方面便の地域バスについては本年度末(平成25年度)をもって運行廃止となることから、機会があるごとに、同方面に通院や買い物に利用されている方を含む地域住民に対して周知を図っている。</p> <p>ただし、新居浜方面便については1日2往復4便しかないことから、地域利用者から四国中央方面と比べ利便性が良くないので、昼便を運行してほしいとの意見が聞かれる。四国中央方面便が廃止される平成26年度以降の運行方法については、このような意見にも耳を傾けながら、地域住民のニーズを反映させた運行形態の再検討も考えていかなければならない。</p>				
庁議決定(指針・方向性)				

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成20年度)

事項名	飲料水供給施設整備事業	類別	公約 新たな政策課題	議会答弁	監査 その他	懸案事項 新市
担当部局課名	経済部別子山支所	関連する部局課名				
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>新市建設計画においては当初、簡易水道整備を計画していたが、①全世帯を賄える給水量を確保できる水源がない。②建設費が10億円以上かかるという費用対効果の観点から再検討が行われ、その代替策として、県条例水道規模以下の飲料水供給施設を整備するよう新市建設計画後期計画で変更された。</p> <p>別子山地域には、県条例水道が保土野、弟地の2か所あるが、他の地域については、各地域が水源、施設の維持管理を行っている。しかしながら、地域住民の高齢化が著しく、各地域での維持管理を継続することが難しくなっていることから、地域住民の要望も受け、別子山地域全域に「安全・安心・安定的」な飲料水を給水することができる飲料水供給施設を整備する。</p> <p>現在、県条例水道以外にも、成、小美野・肉淵、瓜生野の3給水区の施設が完成し、平成25年4月1日より給水開始する予定であったが、成については旧施設部分である原水槽や配水管等の老朽化に伴う漏水のため改修工事が必要になったことから給水開始を延期している。</p>						
<p>今後の指針(案)</p> <p>平成25年度の予定としては、平成24年度繰越事業となる、床鍋、筏津給水区の工事を実施する予定であったが、床鍋については地権者との借地協議が整わないことから休止状態となっている。また、筏津給水区については、筏津山荘取壊しに伴う計画変更により県条例水道の弟地給水区に組み入れ工事を実施する予定。</p> <p>平成25年度事業となる保土野地区、弟地地区等の水道施設建設については、年度内の完成を目指しているところである。</p>						
庁議決定(指針・方向性)						

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	駅南北一体化による新都市拠点の形成		類 別	公約・議会答弁	
担当部局課名	建設部都市計画課	関連する部局課名	区画整理課 総合政策課	商工労政課	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
<p>新居浜駅前土地区画整理事業については、平成23年5月の交通広場完成により、工事は完了したが、駅周辺整備事業としては、南北自由通路、駐車場・駐輪場・人の広場・駅南口広場の整備などが予定されている。</p> <p>鉄道高架に関しては新居浜商工会議所に新居浜駅高架促進期成同盟会が設立され、整備推進についての動きはあるものの、補助採択条件のクリアや費用対効果の面で事業化については非常に難しい状況である。</p>					
今後の指針（案）					
<p>平成23年度に検討した駅南のまちづくりの整備方針についての検討結果を踏まえ、庁内検討を重ねた結果、駅前区画整理事業の事後評価を市民に分かりやすく示すとともに市民参画をはかり幅広い論議をふまえて、駅南地区の今後の整備の方向性を検討していく。</p>					
庁議決定（指針・方向性）					

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成25年)

事項名	都市計画マスタープランの見直し	類 別	議会答弁	
担当部局課名	建設部都市計画課	関連する部局課名	防災安全課	商工労政課
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>平成16年5月の線引き廃止や社会経済情勢の変化、都市基盤施設の整備の進捗、まちづくり三法の改正等に対応するため、平成19年2月に新居浜市都市計画マスタープランを改訂した。今回、愛媛県の都市計画区域マスタープランの見直しと第五次長期総合計画との整合を図りながら、防災安全対策、新規土地利用や内陸型の工業用地等の検討を進めるため、都市計画マスタープランを見直すこととしている。</p>				
<p>今後の指針(案)</p> <p>愛媛県では、南海トラフ巨大地震等に備えて災害に強いまちづくりを市町と協働して推進するため、新たに地震対策、津波浸水対策に関する方針を追加した都市計画区域マスタープランの見直しを全県的に行うこととしている。</p> <p>防災対策としての都市計画施策としては、コンビナート火災から住宅地を守る住工分離や浸水の危険性が低い地域を住宅地とするなど、適正な土地利用の推進や、建物を燃えにくい構造へ転換を進める、防火地域、準防火地域の指定、避難路、緊急輸送路、延焼防止空間となる街路の整備などが考えられる。</p> <p>新居浜市都市計画マスタープランでは、これらの防災に配慮したまちづくり(海に面した地区における避難場所や、避難経路など都市計画上位置付けておく必要があること)と、工業用地の確保のために内陸型や臨海部の土地利用等について見直すこととしており、平成25年度は県と合同してそのための基礎調査を行うこととしている。</p>				
庁議決定(指針・方向性)				

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成19年)

事項名	用途地域及び特定用途制限地域 の見直し	類別	議会答弁	
担当部局課名	建設部都市計画課	関連する部局課名	農林水産課 農業委員会	資産税課 商工労政課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯				
<p>平成16年5月の線引き廃止や社会経済情勢の変化、都市基盤施設の整備の進捗、まちづくり三法の改正等に対応するため、平成20年10月、平成22年12月10日、平成24年12月21日に用途地域及び特定用途制限地域の変更を3回にわたって行った。</p> <p>今後は、新居浜市都市計画マスタープランの土地利用方針に基づき、用途地域周辺部の既成市街地内にある用途白地地域について、周辺との調和を図りつつ用途地域への指定を行い適正かつ合理的な土地利用の誘導を図ることとしている。</p> <p>なお、用途地域に指定するためには農業振興地域の指定解除が必要なことから、「都市計画と農林漁業との調整措置」に基づき国・愛媛県・関係団体との協議が必要である。</p>				
今後の指針（案）				
<p>用途地域の見直し（指定の拡大）については、関係機関との協議を精力的に行ったが、用途地域の拡大は、市街化区域の拡大と同様に農業振興地域の指定を解除する必要があることから、非常に難しい状況である。このようなことから、近年の社会経済情勢の変化等に対応するため、今年度からの都市計画マスタープランの見直しの中で土地利用の現況調査を実施し、それに基づいて現状分析、課題の把握を行い、地域の実情に即した適正かつ合理的な土地利用を検討する。</p>				
庁議決定（指針・方向性）				

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成22年)

事項名	都市公園の整備（神郷公園・藤田 邸跡地の整備）		類別	議会答弁	
担当部局課名	建設部都市計画課	関連する部局課名			
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
<p>神郷公園については、平成22年度から地区住民により構成する「神郷公園整備協議会」を開催し、施設内容や建設場所についての協議を行っている。平成23年度から社会資本整備総合交付金事業により測量設計及び用地測量等を実施し、平成24年度に都市計画決定及び事業認可を取得している。また、公園予定地の土地所有者に対し、地権者説明会を開催し、用地買収に協力をお願いしている。</p> <p>藤田邸跡地の整備については、平成22年度に旧所有者の藤田吾郎氏外1名より寄贈を受け、平成23年度に母屋、離れの解体工事を行い、平成24年度は公園化に向け測量設計を行った。公園化をするに当たり検討委員会を立ち上げこれまで5回開催し、概ねの設計案と公園名称が岡城館歴史公園に決定された。</p>					
今後の指針（案）					
<p>神郷公園の整備については、平成25年度から用地の取得及び造成工事等に着手し、平成26年度の完成を目指す。</p> <p>藤田邸跡地の整備については、平成25年度に全体の景観や歴史的な側面を生かした公園整備を進める。</p>					
庁議決定（指針・方向性）					

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成24年)

事項名	地籍調査の推進		類別	議会答弁
担当部局課名	都市計画課	関連する部局課名	区画整理課	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯				
<p>旧新居浜地区における地籍調査は、平成18年度に船木坂ノ下地区（新居浜バイパス）から着手し、船木高祖地区（市道角野船木線）を経て、平成23年度より萩生治良丸、旦の上及び大生院地区（市道上部東西線）、平成24年度より萩生河之北地区（県道金子中萩停車場線）など、道路建設の沿線区域を実施し、公共事業の円滑な推進を図ってきた。</p> <p>また、駅前区画整理事業区域内が国土調査と同一の効果があるものとして平成24年度指定された。</p>				
＜旧新居浜地区事業実績＞				
年度	地区名	面積（k㎡）		
H18	船木坂ノ下	0.09		
H20	船木高祖	0.12		
H22	船木高祖	0.20		
H23	萩生治良丸	0.28		
H24	萩生治良丸、旦の上、河之北	0.75		
H25	萩生旦の上、河之北、大生院	1.39（予定）		
※初年度：A～F－1工程 次年度：F－2～H工程				
今後の指針（案）				
<p>国の第6次国土調査十箇年計画において示されている都市部の促進を図るため、平成26年度よりDID（人口密集）地区を中心に取組む。（計1.2k㎡/年）</p> <p>平成25年度に企財会を開催し、年度ごとの実施地区を決定する。</p>				
庁議決定（指針・方向性）				

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成22年)

事項名	駅周辺整備事業	類別	公約・議会答弁		
担当部局課名	建設部区画整理課	関連する部局課名	企画部	経済部	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
<p>新居浜駅周辺では、平成22年度まで土地区画整理事業により交通広場の整備、大街区の造成等の都市基盤整備を行ってきたが、平成21年8月の新居浜駅前広場等整備検討委員会の提言を受け、平成23年度から26年度までの間で、駅周辺に南北自由通路、人の広場、駐車場・駐輪場、南口広場などの公共施設を整備し、駅周辺整備テーマである「森の駅」の具現化と、駅利用者の利便性向上、駅を中心とした「にぎわい」と「出会いの場」づくりに取り組むものである。</p>					
今後の指針（案）					
<p>円滑な事業の推進を図るため、国、県、JRなどの関係機関との連携を密にするとともに、社会資本整備総合交付金などを有効に活用することで、南北自由通路は25年度、人の広場と南口広場は26年度内の完成を目指して取り組む。また、駅南駐車場についても25年度末の供用を目指し事業を実施する。</p> <p>なお、新居浜駅前駐車場の駐車ゲート（有料化）については、供用中の駐車状況や周辺の民間駐車場への影響を検討し、設置時期を決定した後施工を行う。また、シンボルロード、ポケットパーク合わせて6基のモニュメントについては、新居浜駅周辺モニュメント設置審査委員会において、平成25年度に選定を実施し設置を行うとともに、人の広場の募集方針、1次審査等についても同委員会で審議していただくこととする。</p> <p>32街区の一体利用のための条件整備を進め、関係部局と共に商業業務施設としての街区として利活用できるよう取り組んでいく。</p>					
庁議決定（指針・方向性）					

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	上部東西線の整備	類別	公約・議会答弁
担当部局課名	建設部 道路課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<ul style="list-style-type: none">・主要地方道新居浜別子山線から市道中須賀上原線の間 (L=1,339m) を、昭和63年度から平成10年度までに、街路事業で整備した。・国道11号から市道渦井橋大野山線の間 (L=744m) を、平成2年度から平成11年度までに、地方道事業で整備した。・残区間 (L=2.9km) について、平成12年度に、路線測量と予備設計を実施し、残事業費は、旦の上地区を含めて約50億円必要である。・平成15年9月議会 測量、設計に平成19年度に着手予定。・平成18年6月議会 平成19年度の事業化は困難。11号BP、駅前滝宮線、新居浜駅菊本線などの進捗状況や、長期的財政状況の変化を見極めながら着手時期を判断する。・平成19年8月企画財政会議において、事業着手を平成23年度とする。・平成20年3月議会 市道中須賀上原線から市道萩生出口本線までの延長約908mを平成23年度事業着手予定。・平成21年度施政方針において、市道中須賀上原線から市道萩生出口本線間の事業化を図るため当初予算に調査費を計上。・市道中須賀上原線から市道萩生出口本線までの908m間について、平成22年3月23日事業認可告示			
今後の指針 (案)			
<ul style="list-style-type: none">・市道中須賀上原線から市道萩生出口本線の間を社会資本整備総合交付金などの活用により事業を推進する。 延長908m、幅員16m、事業期間H21～H29、事業費約11.5億円 第1期：市道中須賀上原線～市道横山高尾線 H21～H24 (H25.3.28供用開始) 第2期：市道横山高尾線～市道萩生出口本線 H25～H29			
庁議決定 (指針・方向性)			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成16年)

事項名	角野船木線改良事業		類別	公約	
担当部局課名	建設部 道路課	関連する部局課名			
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 角野船木線は、新居浜インターチェンジから山根公園を經由して主要地方道新居浜別子山線に接続し、将来的には上部東西線とのネットワークによる上部地区の幹線道路として、またマイントピア別子及び別子山方面へのアクセス道路として、平成16年度に第1工区（山根公園～市道新田東縦道線・L=327m）から事業着手し、平成21年4月第1工区を供用開始し、第3工区（市道国領高祖線～新居浜IC・L=680m）は平成19年度に着手し、現在、平成25年度の早い時期の供用開始を目指して工事を進めている。なお、第2工区（市道新田東縦道線～市道国領高祖線・L=693m）については、平成25年度より用地買収に着手する予定である。					
今後の指針（案） 第1工区（山根公園～市道新田東縦道線）H16～H20 供用中 第3工区（市道国領高祖線～新居浜IC）H19～H24（H25～繰越） 工事施工中 第2工区（市道新田東縦道線～市道国領高祖線）H23～H29 H25から用地買収着手予定 区間延長 L=693m 事業費 約7億円					
庁議決定（指針・方向性）					

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成25年)

事項名	主要幹線道路の整備促進	類別	公約
担当部局課名	建設部 道路課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<ul style="list-style-type: none">・ 国道11号新居浜バイパス<ul style="list-style-type: none">3-1工区 土橋1丁目～本郷1丁目 用地買収中土橋1丁目～西喜光地 H25設計協議実施予定3-2工区 本郷1丁目～萩生 暫定供用中 (H24.2)3-3工区 萩生～大生院 渦井橋橋梁工事中1工区 船木～東田3丁目 3工区供用後、着手予定・ 西町中村線<ul style="list-style-type: none">1工区 現県道滝の宮橋以南 フジの買収及びJR委託工事の遅れにより、H31年度まで事業期間を延伸未事業化区間 市道滝の宮山根線～横水西松木線 (現県道滝の宮橋)・ 郷絵の端線<ul style="list-style-type: none">清掃センター以南の未事業化区間について事業化の要望を行ってきたが、新規採択は大変困難との見通しの中、H24補正で調査費が計上された。ただし、正式に新規採択された訳ではない。			
今後の指針 (案)			
事業化区間の早期整備・供用と未事業化区間の整備促進を要望する。			
庁議決定 (指針・方向性)			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成24年)

事項名	市営住宅の住環境整備	類別	議会答弁
担当部局課名	建設部建築住宅課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 1995年の兵庫県南部地震を受け、旧耐震基準で建設されている32棟の耐震1次診断を実施し、その結果11棟は耐震性に問題のないことが確かめられた。その後、平成16年に策定された公営住宅ストック活用計画により、計画的な耐震化が謳われたが、災害などによる財政難から、残る20棟（建て替え計画のある1棟を除く）についての詳細な診断は行われていない。			
今後の指針（案） 平成23年度に策定された「新居浜市公営住宅等長寿命化計画」に沿って、昨年度実施した耐震2次診断、耐震補強設計（南小松原7-3ほか2棟）の補強工事を実施し、引き続き、耐震性の確認が必要な17棟の耐震診断、補強設計を順次計画的に実施し、早期に安心して暮らせる住宅を提供する。			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成24年)

事項名	公営住宅建替推進事業	類別	懸案事項
担当部局課名	建設部建築住宅課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 市営住宅は、平成11年を最後に建替えが行われておらず、耐用年数を大幅に経過した老朽住宅が全体の2割を超える状態となっている。また、今後10年で耐用年数を超える住宅は、現在の1.5倍となる。 平成23年度に市営住宅の適正に維持するための「新居浜市公営住宅等長寿命化計画」を策定し、その中で具体的な建替え工程を示した。			
今後の指針(案) 今年度、「公営住宅建替事業」として南小松原団地9-1号棟の建替えを予定している。 今後、『公営住宅建替事業に関する計画』を作成し除却すべき公営住宅について用途の廃止について国土交通大臣の承認を得、新たに整備する公営住宅の設計及び既設公営住宅の除却を行う。なお、現在の公営住宅入居者の仮住居への移転等についても同時に実施し、翌年度(平成26年度)の公営住宅の建替えに円滑に移行を行う。			
庁議決定(指針・方向性)			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成17年)

事項名	民間木造住宅耐震診断事業	類別	議会答弁・懸案事項
担当部局課名	建設部建築指導課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>近い将来発生が予想されている南海地震等による被害軽減と、地震に対する市民の防災対策意識の醸成を図ることを目的として、平成16年より市と県が協力して実施体制を整備し、耐震診断の促進を図るため、木造住宅耐震診断事業を開始。</p> <p>市のホームページや市政だよりPRに努めたが募集戸数まで達していない状況となっている。</p>			
<p>今後の指針（案）</p> <ol style="list-style-type: none">1 耐震診断補助事業の募集時期を早め、募集戸数（25戸）を補助2 耐震診断、耐震改修の重要性の啓発に努める。今年度は、耐震改修補助との相乗効果により診断戸数が募集戸数（25戸）に達するよう、市のホームページや市政だより、出前講座によりPRに努める。			
<p>庁議決定（指針・方向性）</p>			

(様式) **重要事業及び懸案事項管理表**

(選定年度：平成21年)

事項名	民間木造住宅耐震改修事業	類別	議会答弁
担当部局課名	建設部建築指導課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>近い将来、発生が予想されている南海地震等による被害軽減と地震に対する市民の防災対策意識の醸成を図ることを目的として、平成16年より木造住宅の耐震診断をおこなっているが、耐震改修費用補助への要望が多かったため、平成22年度より耐震改修工事の補助を行っている。</p> <p>また、平成24年度より国の補助率引き上げ及び愛媛県の補助開始を受け、改修工事費の補助対象を2分の1以内から3分の2以内に引き上げた。</p> <p>平成25年度は、設計、工事、監理について各10件の補助を予定している。</p>			
<p>今後の指針（案）</p> <ol style="list-style-type: none"> 耐震診断、耐震改修の重要性の啓発 補助制度を広報するとともに、愛媛県と協議し、診断から改修までに要する審査期間の短縮を実現する。 			
<p>庁議決定（指針・方向性）</p>			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成23年度)

事項名	瀬戸・寿上水道問題		類別	議会答弁 監査 懸案事項		
担当部局課名	水道局水道総務課	関連する部局課名	総合政策課 工務課 下水道建設課			
【現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯】						
<p>瀬戸・寿上水道問題は、旧高須地区水道として昭和13年から3ヵ年で建設され、昭和16年5月から泉川町が旧高須地区（上水道組合を組織）に管理運営を委託して給水を開始した。昭和30年3月に、旧泉川町が下泉地区に給水を行うに際して泉川町の水源地と下泉地区との間に旧高須上水道があり、旧高須上水道組合（現瀬戸・寿上水道組合）の配水管を利用するため、町議会の議決を経て組合と契約を締結したことに端を発している。昭和30年3月31日新居浜市と泉川町が合併、その後、昭和33年の水道法の施行に伴い、当時の高須上水道組合は、法に基づく簡易水道設置の届出を行い、簡易水道高須上水道組合となった。</p> <p>その後の給水人口・戸数の増加による水量不足、施設老朽化によって改修工事が必要となり、組合は地方改善事業による県費補助枠を確保したが、組合に対して補助金の支出はできないとされ、市が工事を施行することになった、昭和39年度補助金の交付を受けるにあたって組合水道の廃止届が必要となったため、昭和39年5月23日、管理運営の委託及び従来慣行を尊重し一方的な地区住民の不利益になるような諸条件の変更は行わないとする旨の覚書を新居浜市との間で締結し、昭和40年4月、県から経営廃止の許可がおりている。上水道組合は、昭和61年、上部上水道組合に名称が変わり、平成5年の変更により瀬戸寿上水道組合となり、現在に至っている。昭和42年8月には監査委員から覚書の一部に「地方自治法に抵触する疑いがある」との指摘があり、以後、毎年問題解決への指摘・要望がなされ、これまでに数々の地元との協議を重ねてきたが、未だに問題の解決には至っていない。</p>						
「平成21年度以降の取り組み」						
協議相手	瀬戸・寿上水道組合長等	瀬戸・寿連合自治会長	その他(庁内協議等)			
平成21年度	6回	1回(市長5/19)	3回			
平成22年度	5回(市長10/12)					
平成23年度	19回(市長1/24)		2回			
平成24年度	9回					
<p>平成24年度は、市長交代に伴い、意見交換会開催に向け調整を行ってきたが、組合長が不在となったため、開催することができなかった。</p>						
今後の指針(案)						
<p>地元の理解と協力を得ながら円滑に解決を図ることが基本的な姿勢であり、市水道との統合に向けた具体的な課題やプロセスを協議し、一日も早い問題解決を図る。</p>						

序議決定（指針・方向性）

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成23年)

事項名	施設の整備促進（新山根・船木・金子山配水池等）		類別	議会答弁・懸案事項	
担当部局課名	水道局工務課	関連する部局課名	水源管理課	総務課	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>上水道の安定供給に向けて、平成22年度に策定した新居浜市水道ビジョンに基づき、災害に強い上水道の実現のため、効率的に老朽施設の更新や耐震化を推進し、ライフライン機能強化、整備を進める。</p> <p>当面は、上部給水区の安定供給に向けて、新山根配水池及び送水場、船木配水池の建設を行う。</p> <p>平成24年度は、新山根配水池及び船木配水池築造工事を2カ年の継続事業で発注した。新山根送水場については、造成工事を行った。</p> <p>平成24年度末配水池耐震施設率は16.6%である。</p> <p>なお、全国の配水池耐震化率は、平成23年度末公表値で41.3%である。</p>					
<p>今後の指針（案）</p> <p>新山根配水池及び船木配水池は、引き続き、整備を行い平成25年度末までに配水池を築造し、<u>船木配水池は平成25年度末供用開始予定である。</u></p> <p>新山根送水場は、平成25年度にポンプ場管理棟及び吸水池の建設工事等の発注を行い、平成26年度末までにポンプ設備、電気設備等の整備を行い、<u>新山根配水池と合わせて供用開始予定である。</u></p> <p>金子山配水池は、平成25年度に配水池建設候補地の方針決定をするため、調査、設計を行い、平成26年度から用地買収、保安林解除及び実施設計、平成28年度から平成30年度末までに配水池の築造工事を行い、川西給水区の安定供給を図る。</p> <p>平成27年度（計画値）配水池耐震施設率は31.0%、平成32年度（計画値）43.7%を目標とする。</p>					
庁議決定（指針・方向性）					

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成23年)

事項名	管路の整備促進（耐震化）	類別	議会答弁・懸案事項	
担当部局課名	水道局工務課	関連する部局課名	水源管理課	総務課
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>上水道の安定供給に向けて、平成22年度に策定した新居浜市水道ビジョンに基づき、災害に強い上水道の実現のため、効率的に老朽施設の更新や耐震化を推進し、ライフライン機能強化、整備を進める。</p> <p>既存送水・導水・配水管における耐震化率は平成24年度末総延長約601kmの内、約8.3%である。</p> <p>また、基幹管路（送水、導水、φ400以上配水管）の平成23年度末耐震化率は新居浜市で17.8%、全国では32.6%である。</p>				
<p>今後の指針（案）</p> <p>平成24年度に構築した管路台帳システムを活用し、管路の更新、耐震化計画を策定する。</p> <p>特に、水源地から送水場を経由し、配水池に至る管路及び口径400mm以上の配水管などの基幹管路及び災害時の拠点病院や公共施設等の防災拠点への安定給水が確保できるような管路の更新、耐震化計画を策定する。</p>				
<p>庁議決定（指針・方向性）</p>				

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成23年)

事項名	管路台帳システムの整備	類別	懸案事項	
担当部局課名	水道局工務課	関連する部局課名	水源管理課	総務課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯				
<p>現在、紙ベースで管理している配管図、給水申請書等の情報をデータ化し、電子媒体管理する管路台帳システムを整備し、情報を一元的に管理することにより、各施設の把握と維持管理業務を円滑に推進するとともに、整備計画策定などにも活用し、市民サービスの質の向上を目指す。</p> <p>平成23年度は、管路台帳システム構築業務の委託契約を締結した。</p>				
今後の指針（案）				
<p>平成24年度中に管路台帳システムを構築する。</p> <p>整備後には給水申請書確認受付等各種問い合わせがスムーズになると共に、台帳データを活用し管路更新計画を策定すると共に、断水等工事の影響分析が可能となり市民サービスの向上を図る。</p> <p>データ入力：配水管データ 約568km、送・導水データ 約29km、給水管データ約300km、給水戸数 約54千戸、給水申請書 約75千件</p> <p>平成24年度に管路台帳システムが整備されたことにより、廃止する。</p>				
庁議決定（指針・方向性）				
廃止				

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成23年)

事項名	水道施設監視システムの更新		類別	懸案事項	
担当部局課名	水道局水源管理課	関連する部局課名	工務課	総務課	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
<p>現在の水道施設監視システムは、市内にある22水源地、5送水場、4中継場、及び8配水池の施設を、通信回線で水道管理センターと結び、一元的に監視・制御を行なっているシステムであるが、現行システムは平成6年度から稼働しているため、経年による劣化、保守部品の調達が困難であるなどの問題があることから、更新が必要となっている。</p> <p>このため、平成23年度に実施設計を行い、平成24年度、平成25年度の2カ年で新システムを構築する。施工に当たっては最新の情報通信技術を活用して、高い信頼性と効率的な運用を実現させ、安心して安全な給水確保に努める。</p> <p>平成23年度は、実施設計が完了し、平成24年度に工事発注した。</p> <p><u>現在は、請負業者と仕様の打合せが完了し、現在は、請負業者と仕様の打合せが完了し、機器製作中である。</u></p>					
今後の指針(案)					
<p>平成25年度中に、新システムを立ち上げ、新旧システムを順次切り替えていき、新システムに全面的に移行することにより、安心して安全な給水確保に努める。</p>					
庁議決定(指針・方向性)					

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	教育施設・体育文化施設の整備促進						類別	懸案事項			
担当部局課名	教育委員会事務局 学校教育課			関連する部局課名			社会教育課	スポーツ文化課			
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯											
年度	プール 建設	運動場 排水	屋 体 改造築	校 舎 改 造	校 舎 改 築	校 舎 耐震補強	中学校 給 食	運動場 照 明	公民館	体 育 施 設	文 化 施 設
7	若宮小	神郷、泉川小	川東中								
8	大島小		神郷小					南 中			広瀬記念館
9				高津小						サッカー場	
10					西 中					サッカー場	
11					西 中		高津小			サッカー場	
12					西 中		給食センター				
13		角野中			西 中						
14	垣生小	高津小							泉川(継続)		
15											
16	角野小										
17											
18			宮西、高津、浮島、 惣開、若宮、泉川小、 中萩小、角野小								
19			西中、川東中、 金子小、大生院小			船木小、金子小 泉川小、中萩中					
20						金栄、中萩小、高津、 垣生小、東中			地域交流センタ ー(金子公)		
21						惣開、神郷、大生院 小、角野小、泉川中、 船木中、角野中			地域交流センタ ー(金子公)		
22		垣生小、 船木中	北中	神郷、中萩小、角野 小、川東、別子中		神郷、中萩小、角野 小、川東、別子中			地域交流センタ ー(金子公)		
23						多喜浜小、北中、 角野中					
24				角野小		角野小、宮西小、 浮島小、南中		神郷小 若宮小			文化センタ ー吊り物
25	金栄小 以降	北中・宮西 小・多喜浜小		順次改修予定		神郷幼		順次改修予定	口屋跡、多喜浜 (大規模改修)	市営野球場、山根 プールほか	市民文化セ ンター大ホ ール中ホー ル
今後の方針(案) ・学校施設の老朽化に伴う年次的改修等の整備計画を策定する。											
庁議決定(指針・方向性)											

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	教育施設の借地解消		類別	懸案事項	
担当部局課名	教育委員会事務局 学校教育課	関連する部局課名	社会教育課	スポーツ文化課	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
<ul style="list-style-type: none"> 学校施設等敷地の状況 神郷小学校他16施設 敷地面積 334千㎡ 内借地面積 92千㎡ 体育施設等敷地の状況 重量挙げ練習場敷地 敷地面積 297.1㎡ 内借地面積 157.57㎡ 文化振興会館敷地 借地面積 280.00㎡ 商業高校の県立移管に伴う未解決案件 隣接地 2,954.34㎡を市で買収し県へ寄付 今までの取り組み状況 					
	平成2年3月	神郷小	95.00 ㎡	買収	
	平成5年3月	文化振興会館	33.00 ㎡	買収	
	平成7年11月	南中	277.70 ㎡	買収	
	平成8年2月	船木小	366.90 ㎡	買収	
	平成8年2月	神郷小	1,778.00㎡	買収	
	平成11年5月	武徳殿	208.00㎡	買収	
	平成12年3月	神郷小	232.99㎡	買収	
	平成13年9月	神郷小	3,116.00㎡	寄付	
	平成13年9月	多喜浜小	691.23㎡	寄付	
	平成13年9月	泉川中	43.00㎡	寄付	
	平成14年12月	神郷小	594.00㎡	買収	
	平成19年11月	大島小	135.00㎡	寄付	
今後の方針（案）					
<ul style="list-style-type: none"> 学校施設・体育施設等敷地の借地解消に向けて、財政事情が許せば、土地所有者からの売却要望の強いところから買収を行う。 金栄小学校 6,306.23㎡ 重量挙げ練習場 157.57㎡ 文化振興会館敷地 借地面積 280.00㎡ 商業高校の県移管に伴う未解決案件の解消に向けて、取り組む。 					
庁議決定（指針・方向性）					

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成25年)

事項名	大島小学校校舎の地域交流センターとしての改修	類別	懸案事項	
担当部局課名	教育委員会事務局 社会教育課	関連する部局課名	学校教育課	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯				
<p>平成24年度、学校教育課を中心に大島小学校校舎の廃校後の活用について、大島地区住民と協議を重ねてきた結果、公民館機能を備えた地域交流センターとして活用することについて方針が決定された。</p> <p>また、平成25年度当初予算において、地域交流センターとして改修するために必要な経費が予算化された。</p>				
今後の方針（案）				
<p>平成25年度に旧大島小学校校舎を（仮称）大島地域交流センターとして活用するため改修工事を行うとともに、大島公民館の地域交流センター化に向けての条例整備等について検討を行う。</p>				
庁議決定（指針・方向性）				

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成25年)

事項名	家庭・地域の教育力の向上		類別	公約	
担当部局課名	教育委員会事務局 学校教育課	関連する部局課名	社会教育課		
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
<p>「地域に開かれた特色ある学校づくり」として、「学校へ行こう日(デイ)」、「教育懇談会」、「夢広がる学校づくり推進事業」、「にはまスクールエコ運動」等を実施している。</p> <p>また、地域社会が子どもたちの安全と安心を確保するために、平成17年度に「子ども見守り隊」を結成し、見守り活動を行うとともに、児童の健全育成を図るため、就労等により昼間家庭に保護者がいない児童を対象に「放課後児童クラブ」と「放課後こども教室」を開設している。</p>					
今後の方針(案)					
<p>家庭、学校、地域が連携し「家庭でしつけ」「学校で学び」「地域で育てる」子育て制度を確立し、地域と学校とが一体感を持って、地域の方々が魅力を感じる学校づくりに努め、いじめや不登校問題などに積極的に取り組む。</p> <p>また、学校支援地域本部事業の定着を図り、子ども見守り隊の一層の活動充実に努めるとともに、「放課後子ども教室」に対する積極的な取り組みや、地域において子どもを育てる仕組みづくりを行う。</p>					
庁議決定(指針・方向性)					

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	公立幼稚園のあり方について		類別	議会答弁・新たな政策課題	
担当部局課名	教育委員会事務局 学校教育課	関連する部局課名	児童福祉課		
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
<p>文部科学省と厚生労働省は1998年に「幼稚園と保育園の共用化等に関する指針について」を出し、幼稚園と保育園の併設は可能になった。</p> <p>このため、福祉部と調査研究を行なってきた。一体化は可能であるが、保育料の設定、職員の免許、私立幼稚園・保育所の理解など課題がある状況である。</p> <p>平成15年12月、総合規制改革会議から、「就学前の教育・保育を一体とした総合施設」を設置すること。その施設設備、職員資格、職員配置、幼児受入などに関する規制の水準を、それぞれ現行の幼稚園と保育所に関する規制のどちらか緩い方の水準以下とするべきとの答申があった。</p> <p>これを受け、文部科学省、厚生労働省が「総合施設」の内容について、検討を進めており、2005年には、全国36ヶ所でモデル事業を実施した。</p> <p>2006年幼稚園や保育所等における就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するため、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が成立した。これは、教育及び保育を一体的に提供し、地域における子育て支援の実施をする幼稚園・保育所を知事から「認定こども園」として認定を受けることができ、経費について助成が受けられることができる。</p> <p>公立幼稚園を認定こども園にするためには、施設改修や人的整備が必要となる。また、保育園の委託化を進める中で、認定こども園を新たにつくることは様々な観点から難しい。平成22年9月議会の中で、「教育委員会事務局内で検討してきた結果、現状では、公立幼稚園2園は存続する。」と答弁した。今後においても、園児数の推移に注視しながら、検討を続けていく。</p>					
今後の指針（案）					
<p>幼稚園児の減少傾向の中、市内における公立幼稚園としての果たすべき役割や、現状で継続するか等、今後の在り方について検討していく。</p>					
庁議決定（指針・方向性）					

(様式)

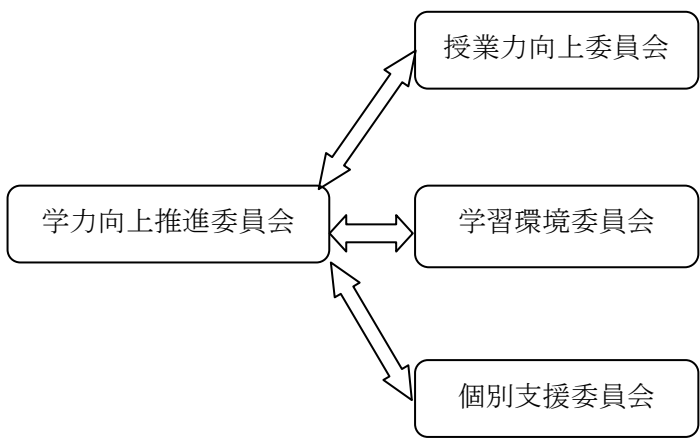
重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成24年)

事項名	大島小学校のあり方について		類別	懸案事項	
担当部局課名	教育委員会事務局 学校教育課	関連する部局課名	社会教育課		
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>大島小学校は、平成20年度に休校し、4年を経過している。</p> <p>今後も大島島内の児童数は各学年0人から数名程度ということで、多喜浜小学校に通学することにより、適切な教育が確保されるものと考えている。</p> <p>学校施設も休校が長期に及び、長期間使用しない場合、傷みも激しくなるものと考えられる。</p> <p>* 平成24年度までの状況 校舎 施錠し、原則中に入れない。 屋内運動場 公民館の分館として有効利用（ガラス工房等） プール 災害時の飲料水用、防火用水としての機能を有する。</p> <p>* 国庫補助事業完了後10年以上経過の場合次の条件の場合 国庫納付金免除</p> <ol style="list-style-type: none">1 無償により転用・貸与・譲渡・取り壊し（相手先を問わない）（報告のみ）2 国庫納付金相当額以上学校施設整備のための基金に積み立てた上で、民間事業者等へ有償により貸与・譲渡 <p>* 起債の状況</p> <p>平成55年度分（3件）平成18年までに償還済み</p> <p>以上の経緯を踏まえ、大島地区住民と協議を重ねてきた結果、公民館機能を備えた地域交流センターとして活用することについて方針が決定され、平成24年度末に廃校となった。</p>					
<p>今後の指針（案）</p> <p>廃校後は、地域交流センターとして活用することが決定したため、項目を廃止する。</p>					
<p>庁議決定（指針・方向性）</p> <p>廃止</p>					

(様式)

(選定年度：平成25年)

事項名	小中学校の学力向上	類別	公約
担当部局課名	教育委員会事務局 学校教育課	関連する部局課名	
<p>児童生徒の基礎的な学力の向上と定着を図るため、全ての小・中学校において、「標準学力調査」(4月11日、12日実施済み)及び「Q-U」(6月、11月実施予定)を実施する。この調査結果を活用し、児童生徒への個別支援の充実を図るとともに、客観的な学力の把握・検証を行い、指導方法の改善に役立てる。</p> <p>*「^{キュー}Q-U」(楽しい学校生活を送るための心理検査)とは、学校生活における児童生徒個々の意欲や満足感、学級集団の状態を質問用紙によって測定する心理検査</p> <p>【学力向上推進委員会及び実践活動部会の組織図】</p>  <p>(実践活動内容)</p> <ul style="list-style-type: none">・学力調査結果分析及び活用・教職員研修及び授業改善・ICT機器活用等・Q-Uの結果分析及び活用・小中学校の連携・家庭学習の充実等・個別支援の充実、個別指導計画・少人数指導、学校支援員との連携・個別支援についての小中連携			
今後の方針(案)			
新居浜市学力向上推進委員会を設置し、3つの実践活動部会を設け、様々な角度から児童生徒への個別の支援の充実を図り、全市的な確かな学力の定着と向上を目指す。			
庁議決定(指針・方向性)			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成17年)

事項名	地域で学び育てる教育と県立特別支援学校の連携	類別	公約
担当部局課名	教育委員会事務局 発達支援課	関連する部局課名	教育委員会 学校教育課
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>障がいのある児童生徒を地元の学校で受け入れるため、施設のバリアフリー化、指導員・学校生活介助員の配置などを行ってきた。</p> <p>また、地元の学校に就学できない障がいの重い子どもたちは、市外の養護学校などに行かざるをえないため、市内への県立養護学校設置を愛媛県に対し、要望を重ねてきた。</p> <p>平成17年2月愛媛県議会において、新居浜保健所跡を活用した養護学校の設置について、検討を進めている旨の県教育長の答弁があった。</p> <p>誘致の結果、平成18年度4月から新居浜保健所跡に愛媛県立今治養護学校新居浜分校が開校した。開校後、児童・生徒数が増加しているが、高等部がないため、平成21年度開設に向け、今治養護学校新居浜分校の高等部設置について、県に陳情を行った。</p> <p>平成21年4月今治特別支援学校新居浜分校に名称を変更され、高等部が開設された。(新入9名)</p> <p>平成21年10月本校化と合わせ、障がいが重度で、重複した児童生徒、特に医療ケアを要する者が増加していることから、肢体不自由を含めた複数の障がいへの対応のため、更なる機能強化について、県に要望を行った。</p> <p>平成22年10月新居浜市の発達支援、特別支援教育の中核的機関として「こども発達支援センター」を開設した。</p> <p>平成23年4月新居浜特別支援学校が開校した。(本校化) (新入生54名：在籍139名)</p> <p>平成24年度 教室の不足解消のため、増築工事を行った。(仮校舎設置済)</p>			
<p>今後の方針(案)</p> <p>今年度、新居浜特別支援学校の産業科が設置されるなど公約として一定の充実が図られた。今後は、「特別支援教育の充実と一貫した支援システムの構築」の項目内容に包含し、取り組んでいくため廃止とする。</p>			
<p>庁議決定(指針・方向性)</p> <p>廃止</p>			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成24年)

事項名	スポーツ推進計画の策定	類別	公約・ <u>議会答弁</u> ・監査・懸案事項 新たな政策課題・その他
担当部局課名	教育委員会事務局 スポーツ文化課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>国においては、平成22年8月にスポーツ立国戦略を公表し、平成23年6月にスポーツ基本法を制定し、8月に施行した。</p> <p>愛媛県においては、平成15年に愛媛スポーツ振興計画を策定し、平成22年に見直しし、後期分を策定している。</p> <p>また、他市の状況は西予市、今治市、東温市、松山市ですでに策定されている。</p> <p>本市においては、長期総合計画の「スポーツの振興と競技力の向上の取り組み」の中で、多くの市民が楽しみながら、日常生活の中にスポーツや運動を取り入れ、健康で充実した生活の実現を図ることとしている。</p> <p>平成24年度に、スポーツ推進計画を策定するための前段として、市民意識調査を行った。</p>			
今後の指針（案）			
<p>平成24年度の調査結果を受けて、スポーツ推進審議会に図り、平成25年度に推進計画を策定する。</p>			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成25年)

事項名	運動部活動競技力向上の推進		類別	公約・議会答弁・監査・懸案事項 新たな政策課題・その他
担当部局課名	教育委員会事務局 スポーツ文化課	関連する部局課名		
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯				
<p>平成27年に開催される「えひめ国体」に向けて、市内にある高等学校及び高等専門学校 の運動部の競技力の向上を図り、市内高校運動部の競技力を全国大会出場が狙える ようなレベルに引き上げることを目的とし、本市中学生にとって魅力ある高校運動 部づくりを目指すため、市内高校及び高専の運動部活動に対し補助金を支出する。</p> <p>また、全国トップクラスの指導者を招聘し、指導・助言を受け技術の向上を図り、 中学生にとって魅力ある高校部活動とすることを目的し、市内の中学生と高校生が 合同で指導を受ける「運動部活動競技力向上事業」を実施する。</p>				
今後の指針（案）				
<p>【高校スポーツ強化運動部指定校事業補助金】 市内6校が指定する種目の運動部活動に対し、補助金（各校上限500千円）を支 出する。</p> <p>【運動部活動競技力向上事業】 女子バスケットボール（新居浜商業高校）、バドミントン（東高バドミントン部）、 駅伝（東高陸上部）で計15回の講習会を予定している。</p>				
庁議決定（指針・方向性）				

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	消防団の活性化	類 別	議会答弁
担当部局課名	消防本部 総務警防課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>近年、消防団員の不足、団員の高齢化、サラリーマン団員の増加等消防団活動を行う上で様々な問題が発生してきている。</p> <p>平成13年6月に消防団長を委員長とした消防団活性化推進委員会を立ち上げ、分団詰所の整備、団員定数の見直し、女性消防団員の入団等の消防団の活性化構想について検討を始めた。</p> <p>平成15年度に団員定数の見直しと女性消防団員について見直しを図った。</p> <p>平成17年度は消防団車両の見直し案を作成し消防団に提示し、現在も継続協議中である。</p> <p>平成21年度で消防団の組織に関する規則の改正、また、高津分団詰所の新築移転に伴う詰所の統廃合を行った。</p> <p>平成22年度は各分団区の見直しの協議を行った。</p> <p>平成23年度は消防団協力事業所表示制度を導入した。</p> <p>平成24年度は地震等の大規模災害時における各分団区の被害状況調査を開始した。</p>			
今後の指針（案）			
<p>これからも、検討委員会を定期的で開催し、各種諸問題の解決に向けて協議し、消防団の活性化を図っていく。</p> <p>本年度は、成、瀬場、肉淵の3か所の詰所を統合し、別子山小中学校の敷地内において新築移転工事に着手する予定である。</p>			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	総合的な防災体制の強化	類別	議会答弁
担当部局課名	消防本部 総務警防課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>平成12年度に署の勤務体制を2部から3部体制へ変更し、勤務員の固定化を図ることによる危機管理能力を高めた。</p> <p>また、同年、消防職員定数検討委員会にて適切な消防職員の人員を検討した結果、平成13年度に定数116名から134名に増員になったが、現在、実員は129名である。</p> <p>車両、資機材の整備については、更新計画に基づき定期的に更新している。</p> <p>施設の整備については、耐震診断が必要な消防施設があり、その実施が必要である。</p> <p>企業防災については、近年、石油コンビナート地区等の災害が増加していることから、原因を追究し、再発防止に取り組んでいる。</p> <p>また、消防の広域化については平成20年度に「愛媛県消防広域化推進計画」が策定され、それに基づき平成21年度まで県下1本部で、平成22年度から県下3本部での協議を行ったが、意見の一致が得られなかった。今後国の方針として、管轄人口規模の変更等を行うとともに実現期限を5年間延長することになった。</p>			
今後の指針（案）			
<p>火災をはじめとする各種災害は、近年の急激な社会変化に伴い複雑多様化の傾向にあり、消防行政は各分野において適時適切な対応が求められる厳しい状況となっている。</p> <p>このため初動体制の人員確保を早期に実現するとともに、消防施設の耐震化、計画的な車両資機材の更新整備を行い、総合的な防災体制の強化を図る必要がある。</p> <p>また、東日本大震災のように、これまでの想定をはるかに超えた災害に対しては、公的対応・支援が困難な状況が続き、しばらくの間は、住民の自助・共助にて対応しなければならないことから、消防団員、地域担当者等、地域に密着した指導体制を確立させ、地域防災力の向上を図らなければならない。</p> <p>企業防災については、事故等の原因がヒューマンエラーに起因することが多いことから、危険物施設等の立入検査を重点的に行い、ソフト面の指導を強化し、防火防災体制の確立を図る。</p> <p>消防の広域化は、災害対応能力、市民サービス等が向上する広域化を目指し、今後、中南予や全国の動向等を注視しながら必要に応じて協議する。</p>			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成17年)

事項名	専門職員の養成	類別	懸案事項
担当部局課名	消防本部 総務警防課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>消防の業務では、すでに救急救命士に見られるようにより高度化が求められ、組織的に専従化が図られている。救急以外の他の消防分野においても、市民の期待に的確な対応をするために、より専門性を有した職員の養成を図っていかなければならない。</p> <p>平成4年度に本市第一号の救急救命士が誕生して以来、現在まで21名が誕生し実動18名であるが、今後は救急出場件数の急増に伴い更なる救命士の養成が急務となっている。</p> <p>予防業務については「予防技術資格者」制度が導入され、より専門的な知識が必要になってきた。資格取得については経過措置にて対応し、現在43名が有資格者である。</p> <p>また、平成19年度から違反是正推進プロジェクトチームを立ち上げ、予防専門職員の養成を図っている。</p> <p>その他の専門職員についても各種学校派遣、資格取得を計画的に行い、養成を行っている。</p>			
<p>今後の指針（案）</p> <p>これからも、救急救命士や標準課程資格者等の養成を行い、救命率の向上を図るため実動30名体制を早期に実現するとともに、予防技術資格者、大型自動車免許の資格取得など、消防業務に必要な各種資格取得を計画的に取得するなど資格職員の養成を図る。</p> <p>また、消防大学校をはじめ各種学校へも計画的に派遣し、最新の知識・技術を修得することで、より高度な消防活動を提供する体制維持を図る。</p>			
<p>庁議決定（指針・方向性）</p>			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成23年)

事項名	救急体制の充実	類別	議会答弁	
担当部局課名	総務警防課	関連する部局課名	福祉部 地域福祉課	介護福祉課
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>救急現場等において、患者の正確な情報の入手は、救急処置、搬送先の選定、各種連絡をする上で非常に重要であり、救命率の向上につながる。</p> <p>現状では患者・家族等への聞き取りにて対応しているが、患者への直接の聞き取りは意識が無い場合は不可能であり、聞き取りが可能な状態であっても不確実なことが多く苦慮している。</p>				
<p>今後の指針（案）</p> <p>患者等の正確な情報を入手するために、平成23年7月から「救急医療情報キット」の配布を開始した。</p> <p>これは、専用容器の中に持病、かかりつけ病院等の医療情報、緊急連絡先等の個人情報に記載し、冷蔵庫の中などに保管しておくもので、広く普及することにより、救急活動の大きな手助けになり、救命率の向上が期待できるため平成25年4月までに2,191世帯に配布することで一定の成果があったため、今後は通常の業務の中で継続して対応いたします。</p>				
<p>庁議決定（指針・方向性）</p>				

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	南消防庁舎の整備	類別	議会答弁
担当部局課名	南消防署消防課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>南消防庁舎の建築は、昭和55年4月(鉄筋コンクリート造2階建 延992.25㎡)で、当時の職員は15名であった。上部地区は火災・救急を始め、消防行政需要が急速に増大してきたことや、高速道の開通に伴う消防事象変容に対応するため、平成4年4月機構改革により分署から署に昇格し、人員増を図るとともに救急車の増車、はしご車等の配備を行い施設・装備の充実強化に取り組んできた。</p> <p>しかしながら、事務所等が手狭(現在32人)のうえ救助隊員の訓練施設等もないため平成7年3ヶ年実施計画の中に敷地購入も含めた計画を進めてきた。</p> <p>平成23年度は建築住宅課による耐震診断を実施し、結果は公共施設としては不適合であったが、平成24年度に実施した耐震二次診断の結果、補強の必要はないと判定された。</p> <p>しかし、消防施設の機能の充実を図るためには、今後大規模な改修などの整備を行う必要がある。</p>			
今後の指針(案)			
<p>今後は、計画的に、事務所、訓練施設等の大規模改修等を行い、防災拠点施設としての機能の充実を図る。</p>			
庁議決定(指針・方向性)			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成21年)

事項名	多目的国際ターミナル(水深12m岸壁)事業	類別	新たな政策課題	議会答弁
担当部局課名	港務局港湾課	関連する部局課名		
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯				
<p>近年、経済社会の様々な活動が国境を超えた地球規模で展開し競争が激化する中で、新居浜港の背後地域においても主に東南アジア諸国との相互依存関係が深化しており、これに伴い産業の高度化・活性化の促進やコスト削減のための輸送の合理化・効率化への対応が課題となっている。</p> <p>このような中、新居浜港では年間約64,800TEUの外貿コンテナが取り扱われていると推計されるが、新居浜港の公共ふ頭は水深7.5mが最大であり、また、1バースしか整備されていないことから外貿コンテナ船の利用は難しく、航路を有する港まで割高な中継輸送を強いられている。また、近年各企業からも平成11年7月に改訂された新居浜港港湾計画にある多目的国際ターミナルの建設(水深12m)を要望する声が強くなり、平成19年度には「新居浜港振興協議会」も発足されたところである。</p> <p>このような状況を踏まえ、外貿コンテナの中継輸送を回避し、物流コスト削減による産業活動の支援が今後の国際化の進展と地域発展のうえからも多目的国際ターミナル(水深12m岸壁)事業の事業着手が求められている。</p> <p>平成22年8月、国が重点的に投資する「選択と集中」を港湾政策にも徹底し、物流の国際競争力の向上を目指す目的で、国土交通大臣が全国103の重要港湾のうちから43港の重点港湾の指定を行ったところである。しかしながら、今回の選定では、新居浜港は重点港湾として指定されなかったため、本事業の整備にあたっては、当初予定していた国の直轄事業としての実施は難しい状況となっている。</p>				
今後の指針(案)				
<p>現在の新居浜港港湾計画は、目標年次を平成20年代半ばとしており、平成24年度から改訂に向け、取り組むこととしている。</p> <p>今後、港湾計画の改訂作業の中で、本事業の必要性や具体的な課題の抽出を図るとともに、併せて整備手法についても調査・研究を行う。</p>				
庁議決定(指針・方向性)				